

■年頭のごあいさつ……………4
全国市長会会長 長岡市長 ● 森 民夫

■平成26年総務大臣年頭所感……………6
総務大臣 ● 新藤義孝

特集……………21

変わる地方自治のパラダイム

―都市自治体に求められる新たな役割

「寄稿1」ハブ的連携機能の強化による都市型自治体の進化……………22
北海道大学公共政策大学院教授 ● 宮脇 淳

「寄稿2」地域活性化に向けた都市自治体の役割……………25
ジャーナリスト ● 中西晴史

「第13回市長フォーラム」第30次地方制度調査会答申と
 都市自治体への期待……………28
公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長、第30次地方制度調査会会長 ● 西尾 勝

■とっておき！美しい都市の景観……………3
「竹田城跡」朝来市（兵庫県）

■食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ（服部幸應 監修）……………10
薬味の効いたスープが柔らかな白身に沁み込む
 たららのキムチチゲ

■市長座談会……………11

ジオパークを核に地域活性化

座談会出席市長 ● 佐藤 勇・栗原市長 / 山岸正裕・勝山市長 /
 佃 弘巳・伊東市長 / 小松幹侍・室戸市長

司会・コーディネーター ● 井上 繁・常磐大学コミュニティ振興学部教授

表紙イラスト：山本 陽
 本文イラスト：川名 京

市政ルポ……………40



泉南市（大阪府）
 多彩な広域連携で目指す
 にぎわいのまち

泉南市長 ● 向井通彦

動き

■世界の動き／難題抱える米中―2014年の展望

時事通信社元解説委員長 ●金重 紘……………34

■経済の動き／集積の利益とコンパクトシティ―

東京大学大学院教授、総合研究開発機構理事 ●伊藤元重……………36

■自治の動き／財政力格差是正という難問

ジャーナリスト ●松本克夫……………38

■新市紹介……………46

「人口日本一の村」から「住民自治日本一の市」をめざして

滝沢市長 ●柳村典秀……………46

■法令相談室から……………48

平成25年を振り返って

全国市長会顧問弁護士 ●松崎 勝……………48

■マイ・プライベート・タイム……………52

心は少年

淡路市長 ●門 康彦……………52

■わが市を語る……………56

◆将棋駒のふるさとから3つの日本一への挑戦

天童市長 ●山本信治……………56

◆住みよさ日本一を目指して

吉川市長 ●戸張胤茂……………56

◆自然と笑顔があふれる誇れるまち

御所市長 ●東川 裕……………56

◆地域の特色を生かし、ひとが輝く

安来市長 ●近藤宏樹……………56

創造力豊かな安来を目指して

■歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち……………64

京都にキリスト教の大学をつくろう―新島 襄(十)―

作家 ●童門冬二……………64

■編集後記……………74

■市政ギャラリー 都市の素顔……………75

「加古川の鶴林寺」(兵庫県)

■都市のリスクマネジメント……………54

交際費①

市町村アカデミー客員教授 ●大塚康男

■全国市長会の動き― Mayors' Action……………66

■(東北復興応援企画) 美味しい!! 楽しい!! 美しい!!……………74



年頭のごあいさつ

原点を意識して、将来を展望する



全国市長会会長 長岡市長

森 もり
民夫 たみお

年頭にあたりまして、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、全国市長会の運営および諸活動につきまして、旧年中に賜りましたご理解とご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。

振り返ってみますと、とりわけ、昨年の税制改正や地方財政対策の議論に際しましては、全国の市長さん方が一枚岩となって、重要な課題に取り組まれたことを強く実感いたしました。

結果として、税制改正としては、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税が現行制度のままとされ、また、車体課税につきましては、一部課題も残りましたが、自動車税との負担水準の適正化等を図る観点から、軽自動車税の税率が引き上げられることとなりました。

これら三税につきましては、本会として従来よりその維持等を強く主張してきたもので

した。

特に、昨年は、アベノミクスの影響で景気対策を追い風とした経済界や、オリンピック競技採用を背景にしたゴルフ関係者からの廃止要請があり、本会としても強い危機感を持って対応して参りました。

また、地方財政対策につきましても、本年4月1日からの消費税等の税率引上げによる税収増や、地方財政計画の歳出特別枠や地方交付税の別枠加算の扱い、地方法人課税の見直しなど、例年とは異なる課題が多くありました。

中でも、地方法人課税の見直しにつきましては、税源の偏在を是正し、地方の財政力格差の縮小を図るとしておりましたが、少なからぬ影響を受ける都市もあること、さらには、この見直しが国の財政歳出削減のために行われるものではないこと等を主張しつつ、慎重に対応してまいりました。

結果として、景気回復に伴う地方税の増収もあって、地方交付税が若干減少するも

の、交付税の別枠加算が確保されることとなり、地方の一般財源総額は、前年度を約6000億円上回る額が確保されました。

年末の税制改正や地方財政対策の議論に際しましては、国の財政歳出削減を背景とした地方の税財政に対する各界の強い圧力に屈することなく、地域住民の生活を守るという強い意志のもと、各市長さん方が地元国会議員をはじめ産業界に強く働きかけていただいたことが、大きな力になったことは間違いありません。

まさに、全国の市長さん方が一体となった成果であり、これが全国市長会の力であると強く感じました。

昨年は、全国市長会はもとより地方自治・分権全体の流れの中で、一つの節目となる年でもありました。

まず一つは、平成5年に、我が国が近代国家として誕生して、憲政史上初となる「地方

分権の推進に関する決議」が衆参両院で全会一致により議決されて20年を迎えた年でした。この決議を端緒として、地方分権改革が進み、機関委任事務の廃止に象徴されるように国と地方、都道府県と市町村の対等性が示されたり、地方自治体の組織や運営の自主性や国からの事務権限の移譲が進むこととなりました。

その後、三位一体の改革など地方に痛みを伴う改革もありましたが、歴代会長をはじめとした関係者の努力により、非公式ながら、国と地方が同一テーブルについて対等な立場で話し合う「国と地方の協議の場」が設けられるなど大きな前進もありました。

さらに、「国と地方の協議の場」は、法定化され、今日に至るまで定期的に開催され、この会議の議事録は、正式な文書として内閣から国会に提出されており、地方の意見を国会に伝える大きな役割も果たしています。今後は、この場を実のあるものとするために、努力して参ります。

本年一月の通常国会には、地方分権の改革のための第四次一括法案が提出されると聞いておりますが、政府におきましても、内閣に総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が設置されるなど、前向きな姿勢が示されております。

さらに、この平成5年には、全国市長会等が国会や内閣へ意見提出できる権利が地方自

治法に規定された年でもあり、節目ごとに具体的提言をこれまで2度行つて参りました。

もう一つは、昭和38年の地方自治法の改正により全国市長会等の全国的な連合組織を法律上の届出団体とする規定が設けられてから、50年を経ています。

全国市長会は、前身となる関西各市連合協議会の発足から既に115年を経て、任意の集まりから、法定化された組織となったことは、様々な面で、大きな意義があったと考えております。

ところで、地方分権は、内政の大きな潮流となつていますが、地方税財政につきましては、前述したとおり、毎年、政府の予算編成作業と並行して、年末にあわただしく議論され、決定されます。

明治10年に福沢諭吉が著した「分権論」では、「分権の議論あれば分財の議論も亦なかるべからず。蓋し権と財とは大概その通行の路を共にして、権の集まる所には財も亦集り、権の分る、所には財も亦共に分る、ものなり」と述べています。

既に、今から130年以上前に権限と財源は合わせて「国から地方に分ける」ものであるとしていることは、蓋し慧眼であるといえます。

本来であれば、地方税財政改革も地方分権と同様に大きな潮流となるべきものです。例えば、財政格差の是正のような大きな問

題などは、全国市長会では、従来から、本来、国・地方の税源交換などによって、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること、地方交付税の不足については法定率の引上げが必要であることを強く主張しており、今後も、この基本的な立場を堅持していかなければならないと考えています。

改めまして、東日本大震災につきましては、まもなく3年を迎えますが、その復興は、未だ道半ばです。被災地の一日も早い復興は、国民全ての願いであります。そのためにも、各市からの人的支援を引き続きお願い申し上げますと共に、全国市長会として国に対して迅速な対応を強く働きかけていきます。

今年1月1日に、岩手県に滝沢市が誕生し、全国市長会の会員市は813となりました。

全国の市長さん方の力を結集したとき、我が国の内政を動かす大きな原動力となります。

これまで全国市長会が歩んできた歴史と実績を踏まえながら、将来、10年後、20年後に、全国市長会の活動が住民の方々の生活や幸せ、地域の発展に大いに貢献できたと言われるよう、市長さん方とともに尽力していかねばならないとの思いを新たにしております。

結びに、今後の各位のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げ、新年のごあいさついたします。

ジオパークを核に 地域活性化



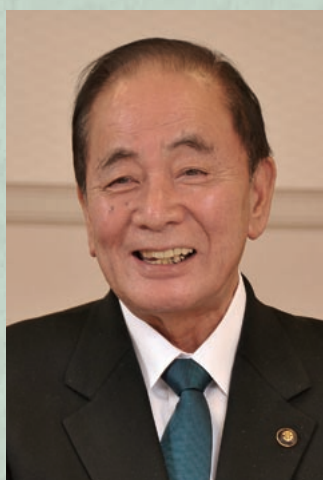
こまつ けんじ
小松 幹侍
むろと
室戸市長(高知県)



つくだ ひろみ
佃 弘巳
いとう
伊東市長(静岡県)



やまぎし まさひろ
山岸 正裕
かつやま
勝山市長(福井県)



さと う いさむ
佐藤 勇
くりはら
栗原市長(宮城県)

司会・コーディネーター

いのうえ しげる
井上 繁

常磐大学コミュニティ振興学部教授

観光による地域活性化、郷土愛の育成などの観点から、近年、注目を集める「ジオパーク」。現在(平成25年11月14日)、国内の世界ジオパークは6地域、そして日本国内のジオパークとしては、26地域が認定を受けているほか、多くの自治体が周辺自治体と連携しながら、ジオパーク認定に向けて活動を進めています。

座談会では認定自治体、あるいは認定に向けて取り組んでいる佐藤勇・栗原市長、山岸正裕・勝山市長、佃弘巳・伊東市長、小松幹侍・室戸市長にお集まりいただき、取り組みの内容や課題、今後の展望などについてお話しいただきました。
(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)

「平成20年岩手・宮城内陸地震」で被害を受けた地域の復興に向けて、ジオパークの活用を進めています。



佐藤 勇
栗原市長（宮城県）

全国の自治体で活発に進む ジオパーク活動

井上 ジオパークは、独特な地層や地形など地質遺産を複数含む一種の自然公園です。ユネスコの支援により2004年に「世界ジオパークネットワーク」が設立されて以来、10年ほど経過しましたが、世界各国で関連の取り組みが推進されています。本日も登場いただいた中でも、

室戸市が世界ジオパークに認定されているほか、勝山市、伊東市は日本ジオパークの認定を受けています。それでは、まず認定を受けた各市の取り組みの概要についてお話しください。

山岸 勝山市は、貴重な地形や地質遺産を数多く持つ都市として知られています。中でも「恐竜化石」の産出量が日本一で、全国で発掘された「恐竜化石」の大部分が市内の手取層群の地層から発見され、本市が誇る最大の地域資源です。年間50万人以上が、「福井県立恐竜博物館」を訪れるなど、交流人口の拡大にも貢献しています。

さらに、市の中心部を流れる九頭竜川の右岸に位置する河岸段丘も、本市のまちの形成に大きな影響を及ぼした地質遺産にほかなりません。江戸時代には、「七里壁」ともいわれる、市内約20kmにわたって断続的に続く段丘崖を境に、上位段丘面には城郭や武家屋敷、下位段丘面には寺社、町屋が築かれるなど、城下町の整備にも活用されてきました。ほかにも、本市には火山活動により形づくられた、珍しい地層や岩石などの地質資源もあります。

勝山市では、こうした魅力的な地域資源を市内外に広くアピールし、活性化に生かそうと、日本ジオパークの加盟に向けた取り組みを推進し、平成21年には、本市全域を対象地域とした「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」が「日本ジオパーク」に認定されました。

現在は、将来的な世界ジオパークの認定も視野に入れつつ、ジオパーク推進協議会を構成する各種団体と協力しながら、子どもたちの教育普及やジオパークガイドの養成など、さまざまなジオパークにかかわる施策に取り組んでいます。

佃 伊豆半島は、世界的に見ても特異な地質を

有した半島です。その成り立ちも極めて独特で、もともと本州から数百km南にあった海底火山群でしたが、やがてフィリピン海プレートの上に伴い、火山活動を繰り返しながら本州に衝突。その後も噴火を繰り返し、約20万年前にほぼ今の形状が作りあげられました。現在でも火山活動や地殻変動が続いている影響で、半島内には各種の温泉や日本一深い駿河湾をはじめ、変化に富んだ地形や自然環境が、地域ごとに形成されています。

これらの資源をとりまとめて内外にアピールし、伊豆半島全体の振興に生かすことができなにか。そのような思いから、平成23年3月に、伊豆半島13市町と県、各種団体が加盟して設立したのが「伊豆半島ジオパーク推進協議会」です。以来、私も会長として先頭に立ちながら、各自治体と連携し、加盟申請書の取りまとめや、保全・教育・普及活動の推進に奔走した結果、平成24年秋には「日本ジオパーク」の認定をいただくことができました。



この日本ジオパークの認定を契機に、市民の関心も大いに高まっています。さらに、長泉町と清水町が新たに協議会の会員として加わることも決定しました。そうした後押しを受けながら、平成27年度の世界ジオパークネットワークへの加盟を目指してより取り組みを活発化させています。

小松 室戸市全域をエリアとした、わが「室戸ジオパーク」のテーマは「海と陸が出会い、新しい大地が生まれる最前線」。そのテーマの通り、室戸市には、海洋プレート沈み込みによる陸地の形成過程や地震による隆起など、約1億年前の白亜紀から現在にかけての、学術的にも貴重な地殻変動の痕跡が数多く残っています。さらに、珍しい亜熱帯植物や海洋植物の生息はもとより、空海が修行をした御厨人窟や捕鯨の伝統など、豊かな自然にはぐくまれた歴史や文化も根付いています。

こうした資源を持つ室戸市では、平成20年に「室戸ジオパーク推進協議会」を発足させて以来、行政、研究者、市民が一体となってジオパークの開発、ガイドの養成など、保護や活用に向けた取り組みを推進してきました。その努力が実って平成20年には日本ジオパークの認定を、平成23年9月に国内では5件目となる世界ジオパークの認定を受けました。

これを出発点に、さらなる活性化を目指そうと、現在、室戸市では協議会で3年ごとに策定する「実行計画」に基づき、地域遺産保護やジオツーリズム、拠点施設の整備などの取り組みを進めています。

井上 認定を受けた各都市とも、それぞれ特徴的な地質遺産を生かしながら、それらを積極的に活用されてきたことが分かりました。それでは、現在、認定に向けて取り組んでいる栗原市の取り組みについてご紹介ください。

佐藤 平成20年に発生した「岩手・宮城内陸地震」により、震度6強を観測した栗原市では、13名が亡くなり、6名が行方不明となるなど、甚大な被害を受けました。特に被害が大きかつ

たのは全長1300m、最大幅900mの山体が、約300mにわたって水平移動した「大規模な地すべり」です。そして、この地震の影響で発生した土石流が温泉宿を飲み込み、観光客を含めた7名が犠牲になりました。

自分たちが住んでいる
大地の歴史を学びたい、
ルーツを知りたい
という市民は確実に
増えています。

山岸 正裕
勝山市長(福井県)

防災教育や学術研究、さらには観光に活用しよう、復興に結び付けようと考えたのです。

幸い、市内には栗駒山やこの山を源頭部とする迫川、ラムサール条約登録湿地の伊豆沼や内沼などの水資源、長屋門や古道といった歴史・文化資源など、ジオサイトとなり得る要素が数多くあります。そこで、平成24年7月に「日本ジオパークネットワーク」に準加盟、翌25年7月には、市や関係行政機関、観光関係者、商工会体、市民などが一体となって「栗駒山麓ジオパーク推進協議会」を設立しました。本日も集まりの中では、本市だけが、「日本ジオパーク」の認定を受けていませんが、平成27年の認定に向け、関係者や市民が一体となって関連の事業を推進しているところです。

ジオパークが地域にもたらした さまざまな効果

井上 各都市とも活発に取り組んでおられますが、そうした取り組み、さらにはジオパークの認定によって、どのような効果が地域に出ているのか、お聞かせください。

小松 最も大きな効果は、経済活性化です。世界ジオパークの認定を機に、平成17年には年間約17万人だった交流人口が、平成24年には約53万人へと3倍以上も増加しました。認定に加えて、観光施設の磨き上げなど、多様な取り組みを行ったことによる複合的な成果でしょうが、まさににぎわいと活力が増しているのはうれしいことです。

山岸 本市でもジオパークを活性化につなげようと、関連グッズの製作を進める動きも出ています。全国公募で公式ロゴマークもつくり



ましたから、さらにその動きを促進していきたいですね。市としても、商品化はしていませんが、ロゴマーク入りの市内の地下水を使用した500mlペットボトル水を製造し、ジオパークツアーや市内外で行われる各種イベントなどで配布するなどしています。

佃 伊豆半島内でも、既に各企業がジオパークを活用した振興策に取り組んでいます。その一つが認定ジオガイドが開発、製作したジオ菓子です。各ジオサイトの特徴をパイやパウンドケーキ、クッキーなどで表現し、実際に売り出しています。新しい特産品になればと期待しているところですよ。

佐藤 まだ認定を受けていませんから、活性化効果はこれからという状況ですが、取り組みを進める中で、さまざまな効果が現れています。その一つが、まちの一体感が醸成です。本市は合併して9年目ですが、旧自治体ごとに独自の地域性があり、なかなか一つにまとまることのできませんでした。日本ジオパークへの認定という大きな目標に向かって各種取り組みを行う中で、新市としての一体感が生まれてきました。

佃 市内の一体化もそうですが、ジオパークエリア内の周辺自治体との連携が深まったことも大きな成果です。これまでは静岡県市長会を通じて、市長同士のつながりをはぐくむ機会があったものの、町との連携を深める機会はほとんどありませんでした。しかし、ジオパークの取り組みの一環として、半島内の市町の首長会議(サミット)などを継続的に行う中で、お互いの交流が活発化してきました。こうした横のつながりは、ジオパークに限らず、今後さまざまな行政課題を解決する上でも、大きな意味を

ジオパークの取り組みを通じて、
周辺自治体との連携が深まり、
お互いの交流が活発化した
のは大きな成果です。



佃 弘巳
伊東市長(静岡県)

持つてくるように思います。

佐藤 栗原市でも、栗駒山周辺の3市1村(湯沢市、一関市、東成瀬村)で観光協定を結んでいます。中でも既に日本ジオパークに認定されている湯沢市とは、双方のジオガイド養成講座やガイド検定、ジオパーク講演会、視察研修など、さまざまな事業で連携しています。将来的

には、一関市や東成瀬村などを含めた、広域的なジオパークを形成し、世界に発信していきたいと考えています。

また、東日本大震災で甚大な被害に見舞われた、青森、岩手、宮城の3県にまたがる三陸沿岸地域が、平成25年9月に「三陸ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。互いに「復興への思い」を強く持つ自治体同士として、同ジオパークともガイド養成講座や視察研修などで事業協力をしています。

山岸 確かに周辺の自治体と広域的につながり、同じ目標の下に一体的な取り組みを行う意義は、大きいものがあります。勝山市でもジオパークではありませんが、白山市をはじめとした3県6市1村が連携して、「霊峰白山と山麓の文化的景観」の世界遺産登録に向けた取り組みを進めています。

小松 室戸市でも、これからは国内外を問わず、ジオパーク認定自治体との姉妹都市提携を行っていききたいですね。お互いに協力すべきところは協力し、切磋琢磨しながら、ジオパークを活用したまちづくりを進めていければと思います。

ジオパーク活動を支えるのは 市民の意識と行動力

井上 ジオパークに関連した活動を効果的に展開するためには、行政だけの取り組みでは不十分です。市民との協働が必要になると思います。が、いかがでしょうか。

小松 当初はジオパークで市が活性化できるはずがないとの考えが市民の間に根強くあったようです。「石で飯が食えるか」という声が上がったほどですから。しかし、徐々に意識改革が進



小松 幹侍
室戸市長(高知県)

世界ジオパークの認定を機に、
交流人口も3倍以上に増加。
地域経済への活性化効果が出ています。

み、多くの市民が活動に参加するようになりまし
た。

平成24年11月に、室戸市を会場に開催された
第3回日本ジオパーク全国大会では、市内の各
団体の関係者が実行委員会に加わり、大会の運
営に参画したほか、400名ものボランティア
が訪問客のおもてなしに当たりました。多くの
お客さまから、「室戸市の一番の資源は人材です

ね」と高い評価をいただいたときはうれしかった
です。

山岸 各家の家系はせいぜい5代前ぐらいまで
しかさかのぼることができないのが普通ですが、
地形や自然環境の歴史は2億年、3億年レベル
でたどることができる。いかにもスケールの大
きな話ですが、そこが魅力なのでしょう。自分
たちが住んでいる大地の歴史を学びたい。ルー
ツを知りたいという市民は確実に増えています。

さらに、勝山は「七里壁」という形で、その地
質資源をまちづくりにも活用してきた歴史もあ
ります。丹念に大地の歴史を調べる中で、先人
の知恵を学ぶこともできるんです。市民の中で
着実にまちへの誇りや愛着心が増えてきている
ように思います。

佃 伊豆半島でもジオパークを通じて、自分た
ちが住んでいるまちの成り立ちや自然に興味や
関心を寄せる住民が増えてきました。ツアー企
画や商品開発、清掃活動、ジオサイトの解説看
板の設置などに従事するボランティアも少なく
ありません。協議会が企画した「ジオガイド養
成講座」にも毎年多くの方が受講していますし、
室戸市で行われた日本ジオパーク全国大会に
も、約30人の地域の皆さんが自費で参加して
くれました。大変ありがたいことです。

佐藤 本市では昨年度、ガイドの育成と、ネッ
トワーク構築を図るために、ジオガイド養成初
級講座を開催しました。さらに、今年度は、そ
の初級講座を修了された受講者や、既に観光ガ
イドなどで活躍している方々を対象に、中級講
座を開催しています。両講座とも各10回ずつ開
催していますが、既に100名を超える方々に
受講いただいています。



子どもたちへの
教育が地域の
持続的発展に
つながる

井上 ジオパークの
活動の一つに位置付け
られているのが「教育」
です。息の長い取り組
みにするには、児童、
生徒への教育も重要
になると思いますが、
各地域ではジオパーク
に関連して、どのよう
な取り組みを行っていますか。

山岸 確かに地域の持続的発展を考えると次世
代への教育が欠かせません。勝山市では、ジオ
パークや自然環境などへの関心を高めてもらう
ことを目的に、平成22年から市内の小中学生に
向けて、体験授業などを柱にした「ジオパーク
学習支援事業」を展開しています。ジオパークは
子どもたちの関心も引きやすい教育素材ですか
ら、子どもたちは夢中になって学習しています。
小松 市内にある室戸高校では、平成23年度か
ら「ジオパーク学」を開講し、地域の地質や歴史、
観光などについて学んでいるほか、観光客に対
してガイドも行っています。また、市内の小中
学生に対しては、ジオパークの副読本を制作し、
配布しています。

そうした教育の成果でしょうか。このほど、
小・中・高校生に対して、アンケート調査をし
たところ、ジオパークの認知度は93%にも及ん
だほか、71%もの子どもたちが、ジオガイドを



井上 繁
(常磐大学コミュニティ振興学部教授)

はじめ、ジオパーク活動に取り組みたいと答え
てくれました。

佃 県立伊豆総合高校でも、総合学科の全生徒
が平成23年度から総合的な学習の時間を利用して、ジオパーク構想を取り入れた学習活動を展
開し、生徒が企画運営するジオツアーや小学校
への出前授業、学習会などが活発に行われてい
ます。さらに、小中学生に対しても郷土の歴史
や文化、風景について親しんでもらおうと、市
内の代表的な景勝地「伊東八景」の学習なども進
めています。

佐藤 栗原市は震災により大きな被害を受けた
地域ですから、ジオパークについての学習の一
環として、防災教育についてもこれまで以上に
力を入れたいと考えています。

佃 同感ですね。伊豆半島は海に囲まれていま
すから、巨大地震が起これば、大きな津波被害
の発生が懸念されています。その地域の大地の
成り立ちを理解した上で、いかに逃げるかとい
う問題も含めて、子どもに限らず、市民全体を
対象に、防災教育も充実させていきたいと思
います。

今後の課題は ジオパークに対する国の支援体制

井上 それでは最後に、ジオパークの活動をさ
らに積極的に推進する上でのこれからの課題、
さらには展望についてお話しください。

佐藤 ジオパークは、行政だけでなく、市民や
関係機関、民間企業などさまざまな協力が必要
ですが、活動を軌道に乗せるまでは、とりわけ
市の役割が大きいと考えています。そこで、市
の組織強化として、担当部署を「ジオパーク推
進室」に格上げしたほか、担当職員には「5年間
はひたすらジオパークの取り組みに専念して、
成果を出してほしい」と激励しています。

山岸 市内には、ジオサイトになり得る多くの
素材があります。それらを市民自ら発見し、磨
き上げ、観光誘客まで結び付ける。そのような
自発的な取り組みが推進されてほしいですね。
それが必ずや協働のまちづくりにもつながるも
のと考えています。

小松 現状では、ジオパークの取り組みは地方
主導の取り組みです。それ自体は望ましいこと
ですが、国外の例と比べると国の支援が不足し
ているようにも思います。もう少し国の力添え
を得て、ジオパークの施策を強力に推進する仕
組みをつくることも必要ではないでしょうか。

佃 同感です。伊豆半島でも、静岡県への支援は
充実していますが、国の支援はまだ十分とは言
えません。国の出先機関の職員との交流は図れ
つつありますが、制度的な支援体制はこれから
の課題です。

佐藤 確かに国の支援は必要ですが、所管の部
署ができること、とたんに国の縛りがきつくなっ

て、自治体のアイデアや施策を貫けるのか心配
な面もあります。個人的にはある程度フリーハ
ンドで、柔軟に施策を進めながら、地方交付税
で財政措置をしてもらえればと思いますが、い
ずれにせよ難しい問題であることは確かですね。
井上 地球が誕生して46億年ともいわれます
が、その「地球」の魅力をいかに発見するか。結
局のところ、ジオパークの活動はここに行き着
くのではないかと感じました。人間と自然のか
かわりという、人間活動の原点に立ち返りなが
ら、悠久の歴史の中で培われた、その地域なら
ではの地質遺産をよく理解し、それを守り、生
かしていく。各都市とも知恵を凝らしながら、
市民や周辺自治体をうまく巻き込んで、活発に
活動しているのが印象的でした。今後も、ジオ
パークを活用して、さらに各市の活性化に結び
付けてほしいと願っています。本日はどうもあ
りがとうございました。

(平成25年11月14日、全国都市会館にて実施)
本コーナーは隔月掲載となります。次回は3月号に掲載予定です。



特集

変わる地方自治のパラダイム — 都市自治体に求められる新たな役割

昨年の6月に決定し、安倍総理に手交された第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」。基礎自治体のサービス提供の在り方や、大都市制度の見直し、基礎自治体間の連携などが提言されました。

今回の特集では、この同調査会答申等を踏まえ、これからの地方自治の在り方、都市自治体の進むべき方向性、今後の地方分権改革の進め方などについて考察します。

寄稿 1

ハブ的連携機能の強化による 都市型自治体の進化

北海道大学公共政策大学院教授 宮脇 淳

寄稿 2

地域活性化に向けた都市自治体の役割

ジャーナリスト 中西晴史

第13回
市長
フォーラム

第30次地方制度調査会答申と 都市自治体への期待

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長、第30次地方制度調査会会長 西尾 勝

ハブ的連携機能の強化による 都市型自治体の進化

北海道大学公共政策大学院教授

みやわき あつし
宮脇 淳



はじめに

日本の経済社会と同様に、少子・超高齢化、グローバル化が進行する中で都市型自治体が大きくその位置付けを変え、機能を進化させるときを迎えている。それは、都市型自治体だけでなく、日本全体の持続的発展を実現するための前提ともなる。この点を踏まえて、地方分権改革、地方の制度設計や地域の政策展開を行うことが不可欠である。以上の認識の下で、都市型自治体が果たすべき新たな機能について考える。

転換期の都市型自治体

パワーシフト時代を迎え

自治体間ネットワークの充実が重要

(一) パワーシフトへの理解と対応

なぜ、都市型自治体の機能進化が必要なのか。それは、1990年代後半以降、都市型・非都市型を問わず日本全体で進行してきたパワーシフトの存在にある。パワーシフトと

は、国そして地域を支える経済社会のさまざまな活力構造、すなわち資源やリスクの構造が変化することである。パワーシフトの時代であることを住民、行政、議会、そして地域全体でまず共有することが必要であり、地域がパワーシフトを十分に認識せず、自ら形成してきた従来の政策や制度を堅持すれば、新たな構造と衝突し地域の活力を失わせることになる。パワーシフトに対応し、地域の資源やリスクの最適配分を追求することが今まで以上に求められる。しかし、こうした取り組みを進めるためには、経済社会の相互連関性が高まる中で単独の地方自治体では限界があり、都市型自治体を核とした自治体間ネットワーク、すなわち圏域のネットワーク形成が必要となる。ネットワークとは、「節」であるほかの自治体、民間、住民、海外などを相互に結び付けることであり、その節と節のつながりの中核として果たす都市型自治体の機能が充実がカギとなっている。

ネットワーク形成に求められる第1のポイ

ントは、「グローバル化戦略と地域化戦略の統合」を図ることである。グローバル化に対応しつつも翻弄されない強い地域づくりが重要であり、外部からの画一的な枠組みから脱却し、地域資源を自ら創造することで多様な高付加価値化を目指す取り組みである。こうした多様な取り組みは、前述したように都市型自治体を含め単独の自治体だけで実現するものではなく、都市型自治体が中核となり異なる資源を圏域単位で統合する自治体間ネットワーク形成が重要となる。

第2は「行政活動の相対性」の認識である。行政活動の相対性とは、行政活動のパフォーマンスは絶対的ではなく、常に違った視点をもつ民間企業、NPO、住民などの多様な発想、活動との比較を通じて評価・検証し機能的な改善が必要なことを意味する。具体的には、公共領域でも民が担える仕組みを積極的に導入し、資源制約を乗り越えつつ質の向上を図ることであり、行政と民のネットワーク形成がその柱となる。ここでも、新しいモ

デルの創造・活用の中核において都市型自治体が重要な役割を果たすことになる。

第3は「ガバメント・ガバナンス」の確立である。ガバメント・ガバナンスとは、議会、市場、住民などが多面的に行政や公共領域を評価し、情報共有することで行政と民が新たな関係を構築することである。公共性の確立を行政だけに依存するのではなく、民間企業、住民も含めた地域全体で支える「開かれた公共性」のネットワークの実現に向けた取り組みである。

(2) 地域活力の四大要素

以上のネットワークの形成は、地域の活力を再生させる要因となる。地域の活力は「人的資源力」「資本力」「政策力」「情報力」の四大要素に大きく左右される。「人的資源力」とは、行政に加え年齢を問わず地域の人材としての経験・知識・ノウハウの発掘と活用、そして地域外からどれだけ人を巻き込む力があるか、「資本力」とは、地域の内外を問わず流動的な資金を確保し地域内での循環構造を厚くすることがどれだけできるか、「政策力」とは、人的資源、資本力などを活用し新たな枠組みを自ら創造する力があるか、そして「情報力」とは、政策力の根底を支える情報のアンテナをどの程度確立できるか、の問題である。ネットワーク形成では、以上の四大要素を掘り起こしネットワークを通じて統合する視点を持って進めることが有用である。21世紀の

行財政体質の本質は、「経営」としての機能の発揮にある。経営は、限られた資源の有効活用(最適化)であり、利益を追求する民間企業だけの独占物ではなく、行政に求められる重要課題である。これまでの右肩上がり時代の専門分野で分断された縦割り構造だけでなく、分野や地域を越えた横断的な連携の拡充(横型ネットワーク・統合型)、地域自ら新しい構造や付加価値を生み出す力の形成(内生主導・創造型)が不可欠となる。そこでも、以上の四大要素を視野のスタートとする視点が重要となる。

ハブ機能と連携機能

ハブ機能の強化とシティ・リージョン、新たな協定制度の活用

(1) ハブ機能

都市型自治体が核となって形成する圏域のネットワークの機能の第1は、外に向けた結合機能、すなわち外的ハブ機能のネットワークである。地域の公共サービスを支える従来の中軸機能だけでなく、経済社会を問わず国内外・地域間の多面的なネットワークとしての節、すなわち外と結び付けるハブ機能としての役割が極めて大きくなる。国内はもちろんのこと、経済活動、社会活動、文化活動など多様な活動がアジアをはじめグローバル社会に直接に結びつく時代となり、国を通じた外交戦略だけでなく都市型自治体が国内の各地域と海外を結び付ける動脈としての結合の

役割を果たし、相互に競争力を高めることが重要となる。そのためには、地方分権改革や規制改革など、都市型自治体が自由な発想で活動できる基盤整備が不可欠であり、そこを核に周辺自治体とともにさまざまな資源を統合させる。

第2は、内に向けたハブ機能、すなわち、圏域に存在する多彩な人材と資源を結び付け内生型の機能を強化する仕組みづくりである。そこでは、住民など地域とのパートナーシップの充実と自治体内の域内分権の姿を自ら形成できる体質が必要である。具体的には、地域のセーフティネットとしてのコミュニティ機能の拡充・強化を図ることである。国内外の変動が激しくなる時代に地域を持続的に支える最終的なセーフティネットはコミュニティの再生充実にある。

(2) 連携機能

内外のハブとしての機能を具体的にいかなる仕組みで展開するか。その選択肢の一つがシティ・リージョンである。シティ・リージョンとは、既存の行政区画にとらわれず一定の圏域で活動する住民や法人の姿を一体的にとらえることで、地域内の経済社会資源などの流動性や偏在性を認識しつつさまざまな利害の相互関係たる地域のネットワークを再構築するものである。具体的には、都市型自治体が中核となり、広域での自治体連携や特区制度の活用で地域の内生的發展に取り組みこと

であり、行政区画などを超えて自律的ネットワークを新たに形成する。北欧やヨーロッパ地域で都市間連携さらにはグローバルな連携の形態として注目されており、シテイ・リー

ジョンの考え方の一つの原型は英国にある。王立イングランド地方自治委員会委員でもあったデレク・シニア氏である。シニア氏は、シテイ・リージョンを「その地域の住民が、社会的・文化的・専門的・商業的・教育的その他の特定の施設やサービスなどを一つの中枢で共有でき、それらの施設やサービスを経済的に提供するために、全国的な規模に比べれば小さな区域」(Senior, Derek, "The City Region as an Administrative Units, Political Quarterly, Vol.36, 1965)と整理している。

こうしたネットワークによる連携を具体化する手法として、国家間で締結される条約同様に、地方自治体間で協定を締結し特別な組織などを新たに設置しなくても柔軟な連携を展開できる仕組みの導入が検討され、2014年度の地方自治法改正が政府内で意図されている。地方自治体間の広域連携の充実は、これまでも協議会、一部事務組合などの制度が形成されてきた。しかし、課題も多く十分機能するものとはなっていない。協定方式は、従来の方式と異なり組織などを不可欠とせず構成地方自治体間の合意によって柔軟に展開することを前提としており、実効

性・持続性を担保する確実な仕組みづくりが期待される。

政策力の強化

多様化が進み都市型自治体の政策力が問われる時代

冒頭に述べたパワーシフトのインパクトとタイミングは、地域によって大きく異なる。特に、都市型自治体では、パワーシフトから受けるインパクトはこれから一段と大きくなる。

例えば、日本全体の高齢化率が上昇するのとは異なり、地方自治体単位では2030年代以降も65歳以上人口が増え続けるのは都市部であり、むしろ非都市部では65歳人口自体が減少局面に入る。高齢化対策の必要性が量的面では地方自治体間で均一ではなく、2020年代に向け量的投資が過剰となる地域がある一方で、都市部の量的にも不足する深刻な時代をこれから迎える。このため、今まで以上に多様な政策展開と自治体間の相互補完が重要となる。また、国を越えた地域間競争は激化する。IT、電子機器など先端産業の誘致に補助金、減税策をセットにして注力する地域戦略が従来から広範に展開されてきた。こうした努力も新興国の台頭とグローバル化が重なり合い激しいコスト競争の中で企業の国内外を問わない流動化を生じさせ、

地域の持続性に対するリスクを高めている。従来同様の先端製造業の企業誘致だけでは地域の持続性を確保することは困難となっている。企業に地域が合わせるのではなく、地域が本来持つ資源に合わせた産業を戦略的に育成・立地させることが不可欠な時代となっている。

従来と異なり、都市部・非都市部、そして地域間の状況が大きく多様化し、画一的な制度・政策では対処できない時代、そして圏域の自治体相互間の関連性が強まり、より広い視野からの政策形成能力の形成が重要となる。地域、行政組織を問わず人的資源は、最終的な地域力を維持するためのセーフティネットである。もちろん、行政組織の効率化やスリム化は恒常的に取り組まなければならない課題である。しかし、効率化やスリム化が過度に地方自治体の体力自体を奪うことになれば本末転倒となる。小規模自治体などでは、行政機能、住民サービスが劣化すると同時に、事業単位の日々の仕事に追われ地方自治体全体、そして将来を企画する力が低下する実態も見られる。こうした実態は、地方自治体の職員が形成してきたノウハウの継承にも制約を生じさせている。都市型自治体が中核となって、意志力、直観力、創造力豊かな圏域自治体の職員の育成に努力する必要がある。

地域活性化に向けた 都市自治体の役割

ジャーナリスト

中西晴史
なかにしはるふみ



筆者に与えられたタイトルを見て正直、戸惑った。「都市自治体」という用語は全国市長会の文書にしばしば登場するので、本誌読者にとってはなじみ深い、マスコミも含めて一般には使用されることは少なく、定義がはっきりしているとは言えない。基礎自治体の市区町村のうち、町村を除いた市や東京都の特別区を意味するのだろうが、今回の誌面の統一テーマから考えると、人口数万人以下の基礎自治体ではなく、10万人以上をイメージされていると考える。

政令指定都市、東京都特別区、県庁所在地、中核市、特別市などが差し当たり思い浮かぶ。基礎自治体の中でもそれなりの規模を持つ行政体ということだろう。「住民ともっとも近く、かつ、行政能力も持つわれこそは地方分権の担い手なり」といった気概を感じさせる用語でもある。権限や税財源の移譲を国や都道府県に要求し、自立した都市を目指す。さらに周辺自治体とネットワークを形成し、その中核、兄貴分として、

周辺自治体を支援する主体として期待されてもいる。しかし、そこに、タイトルの「地域活性化」という、経済も含む用語が加わってくると、事は簡単ではない。

都市自治体と農村との微妙な関係

都市は農村から人が集まり形成されてきた。都市と近隣の農村は共存関係にあった。現代でも地産地消が唱えられ、また、都市部の生ごみを農産物育成の肥料に生かしてリサイクルする試みも各地で展開している。しかし、同時に都市部と農村部は緊張関係も絶えずはらんでいる。

例えば、大型店の進出と地域の関係を考えてみよう。県庁所在地でも中心市街地がシャッター通りとなってしまったところは少なくない。大型店が郊外のロードサイドなどに進出したことも背景にある。都市自治体の立場からは、中心市街地の活性化がまちづくりの大きなテーマとなり、大型店の進出を食い止めたいと考える。都市の外延的拡大を食

い止めないと、インフラ整備や介護、医療サービスのコストは膨らむばかり。コンパクトシティ論が有力となり、現に成功しているところもある。しかし、同じ都市自治体の中にある農村部、過疎地からすると、大型店が進出すれば、耕作放棄地が売却あるいは賃貸でき、思いも寄らない収入となって歓迎される。巨大店舗の進出なら、それなりに雇用の場もできる。車で生活用品を購入する市民にとっても、便利と歓迎される。市街地調整区域の解除も求められる。都市自治体の活性化策はどちらの立場に立つのか、また裂き状態となる。

合併による都市自治体の変容

都市自治体の中には広大な農村や山林が含まれているケースも少なくない。政令指定都市ですら、平成の大合併促進の立場から要件を緩和して誕生したところは農地、山林の過疎地域が都市部よりはるかに広い面積で形成されているところもある。

中心部の比較的狭いエリアを除くと、都市自治体の名前とはイメージが異なるのだ。同一市の中ですらまちづくりを巡って思惑の違いが生じるのだから、周辺自治体との関係となると、ますます対策に齟齬をきたす。都市自治体がロードサイドの大型店の進出を食い止めようとしても、周辺自治体は地主などの要望を受けて誘致することだってあり得る。都市自治体が見分として、周辺自治体を支援するどころの話ではないのだ。

県の立場も微妙になる。県庁にとっても、過疎対策を進め、法人関係税も増えるとなれば、大型店は歓迎という場合もある。県と都市自治体の中心市街地の商店街が対立するケースは珍しくもない。県知事にとっては、商店街の票がそれほど多くはない、住民の多くが郊外の大型店を求めていると判断すれば、結論はおのずと決まるのだ。

したたかな中央省庁

そこに国も割り込んでくる。規制緩和で大型店進出の旗振り役を務めながら、一方では中心市街地活性化策を掲げて、商店街へのさまざまな補助金のメニューを準備する。補助金といえば、地方分権の立場からは国から自治体に配分するひも付き補助金の弊害ばかりがテーマになり、「地域の実情

を知らない霞が関ではなく、税財源を移譲して、地元自治体の自由度を高めて自立を促せ」という議論に入る。しかし、ここでいう国の補助金はそんなものではなく、自治体など通さず、直接民間に交付するものだ。最近もアーケードの更新、LEDの導入などを国の補助金も活用して、成し遂げた県庁所在地の中心商店街もある。そうした商店街にとっては、折衝の窓口となった国の出先機関の存在がありがたいという心情が醸成される。都市自治体や県が「地方分権推進には国の出先機関を廃止して、おカネを自治体に回せ」と主張しても、いまひとつ共感を呼ばないような仕掛けがつけられてしまっているのだ。

さらに高齢化の進行に伴う介護や医療費の負担を巡っても都市自治体の指導力発揮とは逆の動きを垣間見ることが出来る。既に大都市では特別養護老人ホームが不足し、入居するのは順番待ち状態。かといって、住民が民間ホームに入居するには多額の負担が必要だ。都市自治体に比べると、土地代などの安さから入居費が安価な過疎地の施設に応募する高齢者も多い。とでもではないが、都市自治体では対応できない事態となってきた。近い将来、団塊の世代の要介護者が激増してきた場合を考えると、さて、どうするか。死者が多数出た悲惨な火災事故で、そう

した大都市自治体から過疎地施設への転居が表面化したこともあった。

過疎地側も施設があれば少しは地域の農産品などの需要も増える、雇用も増えるというメリットもあって、当初は歓迎したものの、だんだん医療、介護の経費が増えてきて、今や大都市からの高齢者の流入お断りの声も出て、建設、入居制限も増えてきた。また、入居を認めるにしても、介護保険料負担やサービス費などは入居者が以前に住んでいた都市自治体の負担とすることも求めるようになった。これなら、一種の都市自治体による（周辺とは限らない、やや遠方自治体も含む）支援の一形態といえないこともないが、もはや、都市自治体が胸を張って、周辺自治体の兄貴分といえる状況でもないのだ。

健闘する中小自治体

事ほどさように都市自治体と地域活性化の関係は一言で説明するのは難しいのだ。地域活性化という表現に適するのは、実は都市自治体より、過疎に近い町村を含む地域に意外に多い。奄美大島の子だくさんの島（鹿児島県徳之島）、隠岐の島の島根県海士町、神子原米の石川県羽咋市、おやきの長野県小川村、おばあちゃんのはっぱビジネスの徳島県上勝町、直販所での農産物販売

の福井県池田町、さらには合併反対で名を上げた福島県矢祭町など話題に事欠かない。農家の妨害物と時に批判されがちの農協だって、大分県大山農協や、高知県馬路村農協など地域単位では先駆的な業績を上げてきたところも少なくない。高齢化と過疎、限界集落が増えていって後がない。背水の陣ともいえる中で必死の努力が実を結んできた成果といえる。スーパー公務員のような存在もあったが、自治体と住民が一体となって取り組む姿勢、情熱が都市自治体とは比較にならないパワーを生んできた。

その点、都市自治体は高度成長期以来の右肩上がりの世界で、これまで危機感に乏しかったともいえる。バブル崩壊以降、財政の将来負担も増えていく予想も立てて、改革に力が入っているが、ようやく着手の段階であわてているのが実情だ。都市自治体で今後、急速に高齢化が進み、インフラ施設が老朽化し、生産年齢人口も減っていく。危機が近づいているのだが、人材を失いかしきって、必死に努力している姿がなかなか住民には伝わらない。合併で人口は数十万人規模となり、面積も膨らみ、小回りがきかない。利害関係者が多数で、思い切った調整、決断がしにくい。個別の問題で住民が役所に持ち込んでも、親身になって相

地域活性化と地方分権の大前提

ただ、市町村の歴史を振り返ると、要は合併によって規模を大きくすれば効率も上がり、国の権限、税財源の移譲といった、地方分権の受け皿となる、周辺自治体の支援もできるという公式だけにとらわれてきたのではないだろうか。都市自治体の再生、活性化には巨大化を防ぎ、小さな自治をどこまで生かすか、そしてまた、首長、議員、職員がどこまで意識改革を伴って行動できるかがカギを握っている。高度成長期、自治体は大気、水、騒音などの公害防止対策や福祉充実で国の先導役を担ってきたことがある。「あのころはよかった」などという気はないが、幾度となく繰り返された都市自治体の危機を振り返り歴史に学ぶ必要があるのではないか。

都市自治体が地方分権推進を主張するのは当然だが、住民は分権によって、強い首長、強い議員、強い公務員を求めているわけでは決していないことは肝に銘じてもらいたい。時に対立する住民間の意見を聴きながら、懸命に、打開策を模索して、住民合意を取り付ける、国や県をも動かす。そうした情熱や志が乏しければ、とてもではないが、地域の活性化は進みようもない。そして、地方分権への支持も集まらない。

談してくれる姿勢も乏しい。「まあまあそう興奮されずに」「法令上、こういう規定になっていますので」となだめながら、次の担当者に懸案は先送りする。自分の担当の時は波風立てず、平穩無事が最高という心根はないだろうか。そもそも都市自治体に勤務しているも職任分離で周辺の自治体に居住して通う職員も少なからずで、当事(市)者意識もいまひとつと見られがちだ。市長や議員だって、住民自治の切り札ともいえるリコールをされる心配はほとんどない。人口が多く、住民の署名集めの苦労が大変だからだ。選挙になれば、市長は市議会多数派や、主要な業界団体をはじめとして大きな組織の支援を得てすべり込める。一方、中小都市の市長は最近はそのような安穩とした多選への批判が強く、現職が落選するケースも増え、緊張感も出ている。

もちろん、中小規模の自治体の大多数がキラリと光っていると言うつもりはない。限界集落が集落崩壊を招き、どうにも対応できないまま、消滅していくケースも現実にはある。市町村合併も、都市自治体による、過疎自治体抱きかかえ〓救済という側面があったのも事実だ。過疎地帯の自治体や活性化を過大評価することは戒めなければならぬ。

特別
講演

第30次地方制度調査会答申と 都市自治体への期待

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長、第30次地方制度調査会会長

西尾にしお

勝かつむら



全国市長会は11月13日、全国都市会館において「第13回市長フォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、森民夫・全国市長会会長が開会あいさつを行った後、第30次地方制度調査会会長として答申のとりまとめに当たられた、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長の西尾勝氏による「第30次地方制度調査会答申と都市自治体への期待」と題した特別講演が行われました。西尾氏は、地方制度調査会の意義や今回の答申の基本的な内容、都市自治体に期待することなどについてご講演されました。さらに、講演の後には、出席市長との活発な意見交換も行われました。

ここでは、その特別講演の様様をお届けします。

地方制度調査会の意義と限界

第30次地方制度調査会が発足したのは、民主党の菅内閣が退陣する直前の平成23年8月末のことです。民主党政権が発足して最初の鳩山内閣では、地方制度調査会を設置しない決断を下し、その代りに内閣府には地域主権戦略会議を、そして総務大臣の下には地方行財政検討会議を設置しました。いずれも法律上の根拠は一切ありません。しかも、地方行財政検討会議には知事や市町村長など、自治体関係者がメンバーに入っていたものの、政体による一本釣りの人事。地方六団体の正式な代表者が加わっていませんでした。こうしたことへの不信は根強くありましたから、地方制度調査会の復活が決まった際には、皆さんもおおむね歓迎されたのではないかと思えます。

地方制度調査会の復活の背景には、総務省が国会への提出を準備していた「地方自治法



の一部を改正する法律案」の中で、地方六団体の意見が対立していた問題（6項目）への対応、そして、橋下徹大阪府知事（当時）が打ち出された大阪都構想への対応という大きな課題がありました。こうした問題の審議のためには、地方制度調査会の設置が不可欠だと、菅政権も考えられたのでしょう。確かに、地方制度調査会には意義もあります。しかし、私は以前から、地方制度調査会の「限界」に關しても十分意識すべきではないかと考えてきました。まずはこの点からお話ししましょう。

地方制度調査会の特徴の一つは独特な「委員の構成」にあります。通常の審議会とは異なり、学識経験者だけが委員を務めるわけではありません。与野党から6名ほどの国会議員、そして地方六団体からも1名ずつ、計6名の関係者が委員に加わります。諮問に対する細かな議論は、学識経験者で構成される「専門小委員会」で積み重ねられますが、中間報告や答申の公表の前には、必ず総会に付さなければいけない決まりになっています。

つまり、地方六団体が納得しない答申は容易に出せない仕組みになっているということです。しかし、都道府県と市町村、あるいは執行機関と議会、財政規模が大きい自治体とそうでない自治体など、地方の中でもさまざまな利害対立が潜在しています。扱ったテーマによってはそれが噴出することも考えられます。地方制度調査会ではそうしたテーマをうまく処理することは、難しいと言わざるを得

ません。地方六団体のすべての関係者が賛同する答申を出すことは容易ではないからです。

結論的にいえば、地方制度調査会は地方六団体の合意形成を図る、六団体の均衡を維持する場合には優れた仕組みではありますが、逆にそのバランスを崩すような、いわば地方自治制度を抜本的に考え直すようなテーマは、容易に取り扱うことができないという欠点も併せ持っているのです。かつて地方分権改革を議論する際には、「地方分権推進委員会」や「地方分権改革推進委員会」など、地方制度調査会とは別の機関が設置されましたが、それにはそれなりの理由があったわけですから。

3つの諮問事項と審議過程

第30次地方制度調査会では、菅内閣総理大臣から3つの諮問がありました。第1は大都市制度の在り方、第2は議会の在り方をはじめとする住民自治の在り方、第3は東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制の在り方でした。

これに加えて、片山善博総務大臣（当時）から「地方自治法の一部を改正する法律案」における「6項目」についても審議してほしいとの追加の要望がありました。さらにこの問題を3つの諮問より先に議論して結論を出してほしいとの方針も示されました。結果として、年末（平成23年）まではこの問題の議論に明け暮れました。大変難しい問題でしたが、6項目のうち2項目は原案を差し戻したほか、残



に議論をしていません。「地方自治法の一部を改正する法律案」における議論の中で、「長と議会」に関する問題について議論を尽くしたということもありますが、まだ無数の論点が残っているのも事実です。いずれ、将来の地方制度調査会に改めて諮問される可能性はあるでしょう。

本日はこの答申の中でも、基礎自治体の行政サービス提供体制を中心にお話しします。この議論の前提になったのは国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に公表した「日本の将来推計人口」です。人口減少がどのような速度で、どこまで進んでいくのかを長期的に予測したのですが、その内容は衝撃的なものでした。2050年代初め(平成62年)には今よりも3000万人以上の人口が減少し、1億人を下回る。その後もこの傾向は続き、ゆくゆくは明治維新当時の4000万人弱まで減少するだろうと予測されているのです。

これまで日本は近代化や工業化、人口増加、都市化、そして高齢化と世界に例がない速度で社会状況が変化してきました。そして、今度は猛烈なスピードで人口が減少する時代に入っていきます。

とりわけ、これから大きな影響を受けそうなのが、三大都市圏の中にある「郊外都市」です。これらの都市の多くは、人口も行財政能力も十分にあり、平成の大合併時でも合併をほとんど経験しませんでした。高齢化も進ん

でおらず、合併をする必要性に迫られていなかったからです。

ところが、今後はそういうわけにはいきません。「郊外都市」の高齢化が進行するのはこれからです。財政負担が急増する事態に直面します。さらに、これらの都市は高度成長期に人口が急増し、町村から市に昇格したところが少なくありません。昭和30、40年代にかけて、道路や水道、保育所や幼稚園、小中学校などの社会資本を次々と整備していききましたが、それらの社会資本が老朽化し、これから一斉に更新していかなければならなくなります。

人口減少時代に対応する 広域連携の在り方

そうした中で、基礎自治体はどのように対応していくのか。これが今回の地方制度調査会の議論の背景にありました。対策の一つに挙げられるのが市町村合併です。ただし、「郊外都市」においては、まだ合併を行う余地はあるものの、既に近年、合併を果たした「地方都市」には、当分この手段は使えないでしょう。ほかの広域連携の手法を使うしかありません。

その手法として地方自治法では、事務組合や広域連合、協議会、機関等の共同設置、事務委託などの方式が定められています。いずれも制度が硬直的で利用しづらいという問題がありました。そこで、柔軟な広域連携の

りの4項目については原案を修正した形で、「地方自治法改正案に関する意見」を提出しました。

平成24年に入ると、大都市行政の在り方、そして、翌年からは東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制の在り方について集中的に議論を行い、6月に内閣総理大臣に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を提出しました。従って、議会の在り方をはじめとする住民自治の在り方については、十分

仕組みとして打ち出されたのが、市町村間で協定を結び、その協定に従ってサービスを提供する「定住自立圏構想」です。

とはいえ、この制度も課題がないわけではありません。この制度は中心市が周辺の市町村に代わって広域的なサービスを実施するところに特徴がありますが、中心市の財政負担をどう手当てするかという問題は積み残されています。地方税、あるいは地方交付税制度の中に位置付けて、しっかりと財政措置がなされるよう、協定を法制化することが不可欠です。

なぜ私がこのように申し上げるかということ、都市には広域的な責任があると考えているからです。今や脱工業化時代といわれる中で、第三次産業、とりわけ金融と情報通信分野が経済を引っ張るエンジンとなっています。これらはいずれも都市に集中している業種であり、ますます都市に富が集中する構造になっています。

雇用も都市に偏在しているわけですから、人は町村を離れて、都市に働きに出るしかありません。逆にいえば、町村があるからこそ現在の都市は成り立っているわけです。あえて「収奪」という言葉を使えば、都市は周辺の町村から収奪して成長しているともいえるのです。だからこそ、都市はそこで生み出される富を、その都市のためだけに使うのではなく、周辺の地域にも均霑^{きんぱん}し、サービスを提供していかねばなりません。私はそれが都

市の責任だと考えています。

指定都市市長会は「特別自治市構想」を打ち出していますが、一つ考えなければいけない問題があります。これまで大都市の住民が納める分の都道府県税は、その都市だけではなく、周辺の市町村のサービスにも当てられてきました。つまり、一定の所得再配分の機能を果たしてきたわけです。それを「特別自治市税」として大都市が自ら賦課徴収してしまえば、その所得再配分の機能はどうなるのでしょうか。

その分も地方交付税で配分すべきだという意見もありますが、そうすれば地方交付税の比率をさらに上げざるを得ない。それでは、地方税の充実に向けて取り組んできたこれまでの分権改革と矛盾します。本当に全国の自治体にとってそれがいいことなのか考えなければいけません。

さらに中核市市長会では事務権限の都道府県からの移譲とそれに見合う財源措置を要望されています。同時に、地方制度調査会のヒアリングの場では、移譲を受ける事務の選択権を認めてほしいとの主張もされました。現状では、中核市になると保健所機能を有し、保健衛生行政を担うこととなりますが、例えば「保健所機能はこれまで通り、県が担当してもらいたい。それよりも、児童相談所機能はぜひ移譲してほしい」といったようなことが考えられます。そのようにして、それぞれの都市の事情や特殊性を認めてほしいとのお

考えが背景にあるようです。

私は組織形態については選択制があつていいと思っています。教育委員会制度の位置付けも、現在のように市長から独立した行政委員会として置くのではなく、市長が責任を持つ形態になっても大きな支障は出ないと考えています。しかし、都道府県と市町村の事務分担における選択制を認めてしまえば、地方交付税制度自体が成り立つのかという問題が発生します。

総務省は中核市ごとに異なる移譲事務を一つ一つ調べて、正確に配分していかなければならなくなりますが、これは大変な作業です。どうしても進めるといふことであれば、細かいプラスマイナスの部分は、都道府県と市の間で、事務処理特例条例に従い協議を行った上で調整していただくしかないのではないのでしょうか。

都市自治体へ期待する1つ

最後に都市自治体への期待について申し上げます。私は都市自治体には「自治実践のエンジン」の機能を果たしてもらいたいと切望しています。

私が30代、40代のころを振り返ると、東では横浜市、西では神戸市が、斬新な市政運営をされていました。私もこの両自治体を何度視察させていただきました。都市自治について学ばせていただいたものです。最近はそのような自治体が少なくなったように思いますが、ぜ

ひ、多くの都市が自治実践の先頭に立って、効果的な取り組みを進めてほしいと思います。

また、地方分権改革については、これかも改革の推進は必要だとは思いますが、これまでの成果を十分に活用することも大切ではないかと考えています。例えば、機関委任事務が全面廃止されて、自治事務に関しては通達や通知の通りに進める必要がなくなりました。工夫の余地があれば工夫ができる仕組みになっています。補助対象財産における財産運用の弾力化も進みました。かつては補助金を受けて、設置した施設に関しては、転用や廃止ができませんでした。もし行えば、補助金返還が求められましたが、現在では大幅に緩和されました。義務付け・枠付けの見直しもそうです。従来は「従うべき基準」だったものを「標準」や「参酌すべき基準」に改めるなど、独自に条例で基準をつくることもできるようになりました。分権改革の効果を住民が実感できるよう、こうした成果を最大限に活用しているか、もう一度確認していただきたいと思います。

もう一つ申し上げたいことがあります。私は長年地方分権改革にかかわってきましたが、これまで土地利用に関する規制権限を極力基礎自治体に移譲してほしいと、そのつど主張し続けてきました。実際、都市計画法上の各種権限なども、基礎自治体に移譲されてきましたし、まだ不十分とはいえ農地法上、

あるいは森林法上の権限も、着実に移譲されてきたのは事実です。

これからもしつこく要求し続けていく必要はあるでしょう。とはいえ、これまでのように都市計画法の何条何項の権限を都道府県から基礎自治体に移譲すべきだと、個別に主張していくだけでは限界があると思います。それよりも、このあたりで発想を変えて、抜本的に仕組みを改めるように国に求めていくことも必要ではないでしょうか。

私が提案したいのは、市街地から山林に至るまで、統一的な土地利用に関する計画を市町村が策定し、その計画に基づいて規制を行う権限を一括して基礎自治体に移譲する。そして、そのための法制度として「都市農村計画法」（仮称）の制定を求めていくということです。

非常に大がかりな話ですし、国の抵抗も頑強ですから、簡単には動きません。ただし、抵抗は国の側だけではなく、基礎自治体の側にもあるように思います。自らが規制を加える権限を持つと、当然のことながら直接規制を受ける市民は反対をします。そのことに抵抗感を覚える自治体も少なくないでしょう。確かに、多くの自治体は住民から反発を受けることはできるだけやりたくない、市民が喜んでくれるサービスを推進したいとの考えをお持ちでしょうが、それでは自治体になりません。

私は都市自治体には「サービスと負担の均衡」を住民に求め得る自治力を鍛えてほしいと思います。これは、単にサービスに見合う「税」の負担といった、お金に関する話に限られません。住民の納得を得ながら、時には反発を受けるような施策もまた進めていく。そうしたサービスと負担のあり方も、「自治の実践」において大切な要素だと思います。都市自治体には大いに期待しています。本日はご清聴、ありがとうございました。



多彩な広域連携で目指す にぎわいのまち

りんくうのまち・泉南の今

今回訪問した泉南市は大阪府南西部に広がる泉州地域の南部（大阪湾沿いの泉南地域）に位置し、北側に隣接する田尻町、さらにその北側の泉佐野市とともに「臨空のまち」とも呼ばれる。

平成6年9月1日、大阪湾南東部泉州沖5kmの沖合に開港した関西国際空港（関空）および、関空の開業に併せて空港対岸に開発（埋立造成）された大阪府・副都心地区「りんくうタウン」がそれぞれ、泉佐野市・田尻町・泉南市に属しているからだ。

ちなみに大阪湾の海上につくられた人工島である関空の住居表示は「泉佐野市泉州空港北1番地」「泉南郡田尻町泉州空港中1番地」「泉南市泉州空港南1番地」である。また対岸に埋立造成された「りんくうタウン」は北地区（商業・流通中心）、中地区（住宅・工場団地

中心）、南地区（工場団地・空港関連産業）に区分されるが、北地区が泉佐野市、中地区が田尻町、中地区の一部と南地区が泉南市の市域になっている。

りんくうタウンの総面積は318ha強、そのうち117ha強が泉南市に属する。これは泉南市の全市域（48・83km²）の約2・4%に当たる。

関空およびりんくうタウンの埋立造成は1980年代末から始まったが、関空が開港した平成6年、りんくうタウンがまちびらきした平成8年を境に、かつて繊維産業のまちとして知られていたながら繊維産業の衰退で大阪市のベッドタウンとしての色合いが強くなっていった泉南市は、再び産業のまちとしての活気を取り戻すこととなった。この泉南市の変革期、奇しくも関空開港の年に市長就任したのが、現在5期目を迎えている向井通彦・泉南市長だ。

「たまたまの巡り合わせで、そういう時期

むかいみちひこ
向井通彦
泉南市長



に市長初当選したわけですが、私自身、市の職員時代に専門職として土木をずっと担当しておりました。関空やりんくうタウンの造成工事が始まってからも、現場で常に仕事していましたので、そういう意味では非常に感慨深いものがございます」

そう語る向井市長の名刺には、全国市長会副会長、泉南市長の肩書のほかに、さりげなく技術士（建設部門）と記されている。「技術屋の仕事には今も強い愛着がある」という向井



日本初の24時間空港・関空はアジアのゲートウェイをめざす (写真提供：新関西国際空港株式会社)

9市4町による ダイナミックな広域観光

市長にとって、関空やりんくうタウンの造成および建設を現場で経験し、開港・まちびらき後には、その運営に首長の立場から携わるという境遇の変遷はまさに「技術士冥利、市長冥利に尽きる」展開だろう。

もともと大阪都心部から40〜50km圏内の通



各地区のやぐらが集い、市民が燃える秋祭り

勤圏にあった泉南市は、関空の開港に伴う高速道路および鉄道路線の整備などで、さらにアクセスが良くなった。

また、今年で開港20年の節目を迎える関空の年間利用者数(国際線・国内線総計)はピーク時の2000万人超(平成11年〜12年)より減ったものの、平成24年度の実績でも約1680万人を数え、西日本最大の航空旅客数、発着回数、航空貨物取扱量を誇っている。

「泉南市域のりんくうタウンは工場団地や空港関連産業中心の地区ですが、その中で唯一の大型商業施設であるイオンモールには、年間の来店者はおよそ1200万人という統



地場の産品が豊富に揃う総合交流拠点「サザンびあ」と名物・穴子天ぷら井(マーブルビーチ前)



計があります。しかも1200万人のうち、泉南市民は17%というデータがある。つまり市外から年間1000万人近くがイオンモールの訪れるわけです。関空利用者の1680万人を足せば、延べ人数にしてもすごい数の人々が毎年、泉南市の市域を通過しているわけです」

(向井市長)

それはやはり関空およびりん



なんば～関空を高速で結ぶ特急ラビート(南海電鉄)

くうタウンを有する泉佐野市や田尻町にとつても同様だが、おびただしい数の空港利用者、りんくうタウン来訪者を施設外の市街地に誘導する体制や方法論がまだ整っていない。

それはまさに「泉南地域にとって、目下、最大の課題の一つ」(向井市長)だが、これらの膨大な通過客の一部だけでも、何とか周辺地域(泉南地域および泉州全域)に呼び込めないかとの発想から、向井市長は泉州地域9市4町の首長による広域観光事業の共同実施の呼び掛けを行い、「泉州観光プロモーション

推進協議会(会長・堺市のほか、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)の結成となって実現した。

実は以前から9市4町の企画および観光の担当職員で、泉州地域プロモーション実行委員会を組織して、関空の利用促進とそれに付随する泉州全域のにぎわい創出に取り組んでいた。そんな中、たまたま平成24年5月に、泉州地域の首長で組織する「泉州市・町関西国際空港対策協議会」(現在は「泉州市・町関西国際空港推進協議会」へ改名)が仁川国際空港(韓国)の視察を行った際に、担当職員たちの取組と首長の活動を合わせて、観光事業についても泉州全域で連携し、共同で取り組むべきではないかと向井市長が提案した経緯があるという。

9市4町による泉州観光プロモーション活動は、平成25年4月から本格始動。独自のホームページ、フェイスブックページを開設するとともに、9月には関空にて「泉州にぎわいフェスタ」を開催し、アジアに向かって開かれた国際空港である関空の特長を生かして、アジアの民俗音楽と泉州のマスコットキャラクターを中心とするステージや、泉州の物産展を実施した。

本誌取材(昨年10月末)以後の活動予定も、韓国・台湾・タイの旅行社やマスコミ関係者を招くファミトリップ(バスツアー)の実施(同11月実施)、旅行博(台湾)での海外プ



地物の魚介を水揚げする樽井漁港は釣の名所としても有名

ロモーション(泉南市担当、同12月実施)、関空への泉州PRブース設置(今年2月予定)、泉州観光ガイドブック・多言語版の作成(今年2月予定)、泉州国際市民マラソンと連携したスポーツツーリズムの実施(今年2月予定)、泉州観光モデルツアーの造成と催行(今年2〜3月予定)と、多彩な企画が目白押しだ。

「今後は、泉州地域それぞれの地域資源であり、同時に国際的にも知られる歴史的遺構、例えば堺市などが世界遺産登録を目指している百舌鳥・古市古墳群や、歴史的に重要拠点であった岸和田城(岸和田市)、泉南市を横断



多数の海水浴客が訪れる人工海浜・サザンビーチ



ウミガメの産卵も見られる(孵化したばかりの赤ちゃん)

げする樽井漁港と岡田浦漁港に挟まれており、同時に樽井漁港は釣りの名所として、また岡田浦漁港は地引網やグルメの観光漁港としても親しまれている。転じて内陸部に向かえば、市内各所に

する熊野街道(紀州街道)などをアピールして、国内外の関空利用者の皆さまに、泉州地域に深く入り込んでいただけるような企画も順次立案し、実施していきたいと考えております」(向井市長)

今後、広域での観光プロモーション活動としては、韓国・台湾・タイだけでなく、関空の就航ネットワークに合わせて中国・ベトナム・シンガポールなどへも対象の輪を広げていく予定だという。

多彩でキラリと光る 泉南市の地域資源

同時に泉南市では、平成24年4月に、市民・事業者・団体・行政がオール体制の協働による観光振興の取り組み母体として「泉南市観光協会」を設立した。

これは9市4町による取組と直接連動するものではないようだが、泉南市には関空利用者以外にも、前述したようにイオンモールを市外から訪れる年間1000万人もの「手つかずの資源(交流人口)」がある。向井市長は「目玉になるような観光資源はまだ少ない」というが、りんくうタウン南地区のサザンビーチ(人工砂浜)や、隣接するマーブルビーチ(大理石の丸石を敷き詰めた人工海岸)の風景は、どこか日本離れして異彩を放ち、特に夏季シーズンは多くの遊客を既に集めている。またこれらの人工ビーチは大阪湾の豊富な魚介を水揚げする樽井漁港と岡田浦漁港に挟まれており、同時に樽井漁港は釣りの名所として、また岡田浦漁港は地引網やグルメの観光漁港としても親しまれている。

は花の名所(金熊寺の梅林、堀河の桜、林昌寺のツツジ、熊野街道沿いにある梶本家の藤棚、浄光寺のアヤメ、長慶寺のアジサイ、岡田浦海岸地区のハマビルガオなど)が点在し、泉州の水なすをはじめとする新鮮な農産物も豊富に採れる。

さらに和歌山県との県境にもなっている丘陵部(和泉山脈)にはイングリッシュローズガーデンを有する農業公園「花咲きファーム」が立地するなど、海・里・丘陵という変化に富んだ地形と自然環境、さらには市内に100以上ある溜池の水辺風景、数々の歴史的遺構などが満遍なく散らばり、確かに派手



全国からバラファンが訪れるイングリッシュローズガーデン



3市3町による広域福祉課発足の調印式

さはないが個性的で好感度の高い観光資源が少なくない。

9市4町の広域観光の一環として訪れる観光客や、イオンモールを訪れる人々、近隣の人々などをうまく誘導するシステムをつくれれば、にぎわい創出も決して難しいことはない。

「市民・事業者・団体・行政が協働するオーラル体制の観光協会を設立したのも、豊かな地域資源をみんなで掘り起こし、育て、無理のない、自然で持続性のあるにぎわいを、じっくり構築していききたいからにはかなりません」(向井市長)

そういう意味では、和泉山脈に立地する農

業公園「花咲きファーム」内のイングリッシュローズガーデン(平成24年5月オープン)は、日本人観光客だけでなく、閑空を利用する外国人観光客にも大きな人気を得る可能性が感じられる。

世界的に著名なイングリッシュローズの栽培および苗の販売会社として知られるデビッド・オースチン・ローズズ社が、初めて国外に進出したローズガーデンなのだ。

鑑賞用のローズガーデンとしても優れているが、生産される苗は既に直販、通販ともに大変な人気を獲得している。取材の折にイギリス人技術者による日本語と英語交じりのユーモラスな解説ぶりを体験したが、老若男女多数の入場者を魅了していた。

「なぜ初めての国外進出が泉南市なのかといえば、社長のデビッド・J・C・オースチンさんがジエトロの紹介で泉南市を訪れて視察した折に、大阪湾に面して雨が少なく日照量の多い、瀬戸内式気候に近い泉南市の気候と、日がよく当たって風通しのいい和泉山脈の斜面の環境は、バラの栽培にピッタリだともも気に入ってくださったのだそうです」(向井市長)

泉南市観光協会にとつての新たな名所としての位置付けだけでなく、国際的なスケールの観光振興を目指す9市4町の取組においても、世界的なバラ栽培家のご託宣は、今後の観光振興にとってまさに「日当たり良好」の瑞兆といえるのではないだろうか。



泉南市のりんくうタウン南地区に立地する工場団地

地域連携がはぐくむ 認知症になっても安心なまち

9市4町の泉州地域に限らず、りんくうタウンにおける泉南地域2市1町の取組などが随所で行われている。およそ8世紀のころに成立したとされる、律令制下の和泉の国が現在の9市4町による泉州の原型とされるが、堺市から忠岡町にかけての4市1町による泉北地域、岸和田市以南の5市3町による泉南地域の結び付きも強い。



「地産知消（地域の特産品を良く知って消費しよう）」をテーマに開催された第1回泉南マルシェ（平成25年8月）

役であるキャラバンメイトにも指導的な役割を担っていた。だくために、「認知症コーディネーターの養成」を、綿密なプログラムのもとに実施しているのが注目される。

また「子どもの権利に関する条例」制定が象徴する「子どもの安全・安心」や「子どもの居場所づくり」「子どもたちが参加するまちづくり」などへ

加えて平成25年4月には、泉南市・泉佐野市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の3市3町による広域福祉課が設置され、また同じく3市3町による泉州南消防組合が本格稼働を始めた。

広域福祉課を実現した3市3町は、さらに泉州南広域連携勉強会を立ち上げ、今後は環境・衛生分野、まちづくり分野において広域連携を模索し、将来的には地方分権の受け皿として、市民サービスの向上に向けて行政の効率化をさらに目指すとしている。

それ以外にも、泉南市と阪南市が一部事務組合「泉南清掃事務組合」を設立し、従来から2市共同による清掃事務処理を実施するなど、泉州地域の多彩な広域連携は、さまざまな可能性を秘めながら、地域課題に柔軟に取り組んでおり、今後の展開が注目されることだ。

今回の取材でもう一つ強く印象に残った事例は、国の施策を積極的に進める中で、す

に市民の1割以上にも達している「認知症サポーターの養成」や泉南市独自企画である「認知症コーディネーターの養成」への取組だ。

平成22年から始まった認知症ケア推進事業「WAO（輪を）！ SENNAN」の一環で、「W（忘れてもだいじょうぶ） A（あんしんと） O（おもいやりの町）せんなん」認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をキャッチフレーズにしている。

高齢者の認知症問題については、地域における「自助・互助・共助・公助」の役割分担が重要になるが、とりわけ市民力による自助・互助の質を高めることは、高齢化社会がさらに進む状況下において不可欠の取組であり、全国各地でさまざまな試みがなされている。

認知症の人を見守るためのサポーター養成も各地で行われているが、泉南市ではさらに一歩進めて、認知症ケアに関する研修会等でのコーディネート役や、サポーター養成の講師



日照量の多い泉南市では太陽光発電が盛ん（南部水みらいセンター）

の取組、「せんなん女性議会」の開催に象徴される女性の視点や感性を市政に反映する各種の仕組みづくりなど、泉南市におけるまちづくりには、いわゆる「市民目線」の実情に即した事例が目立つ。

泉州地域、泉南地域の密接な広域連携については再三言及してきたが、それは取りも直さず泉州地域には地域コミュニティが今も脈々と息づいていることを証明している。近隣地域の共同で成り立つ「りんくうのまち」も、観光振興も、高齢者・女性・子どもにやさしいまちづくりも密接につながっているのだ。

（取材：文 遠藤 隆／取材日平成25年10月29日）



滝沢市長
柳村典秀

「人口日本一の村」から 「住民自治日本一の市」を めざして

新市紹介
滝沢市
（岩手県）

平成26年1月1日に、市制施行により「滝沢市」が誕生しました。

豊かな自然に囲まれた「研究学園都市」

滝沢市は、県庁所在地の盛岡市に隣接し、市の北西部には秀峰岩手山をいただし、市内に北上川と雫石川が流れる自然豊かなまちです。また、詩人宮沢賢治が愛した鞍掛山や春にはカタクリ、ミズバショウなどの貴重な植物が咲き誇る春子谷地湿原など、賢治ゆかりの地も数多く残っています。

前身の滝沢村は、明治22年の町村制実施にあたり、「大釜村」「篠木村」「大沢村」「鶴飼村」「滝沢村」の5つの村が合併して誕生しました。当時の人口は3700人余りで、稲作、酪農などを基幹産業とし、また、県内有数の馬の産地でもありました。以来120余年、一度も合併することなく、昭和40年代後半から急激に人口が増加し、平成11年11月末には「人口日本一の村」となりました。

また、市内には5つの大学のほか、産学連携サポート施設、IT関連企業の集積地、国および県の試験研究施設等が数多く立地する研究学園都市でもあります。東北自動車道滝沢ICや盛岡ICからのアクセスの良さなどもあり、本市の経済

成長を支える基盤としてさらなる発展が期待されています。

「住民協働」から「住民自治」へ

これからの滝沢市は、地域を想う市民個々の活動を通して絆や信頼感をはぐくみ、お互いさまと思える気持ちでつながる仲間、つまり「社会関係資本」の醸成を促すことで、市民が幸せを実感できるよう、選ばれ続ける自治体となることが求められています。

これまでも、市民と行政がパートナーとなつて協働のまちづくりを推進してきましたが、平成27年度からスタートする新しい総合計画では、「住民自治日本一の市をめざす地域社会計画」を計画のコンセプトとしています。そして「住民自治日本一の市」を「住民自らが住み良い地域を考え、



国・無形民俗文化財「チャグチャグ馬コ」

思いやりと協力の気持ちをもち、地域や仲間と関わることに『満足』と『幸福感』を日本一実感できるまち」と仮定した上で、策定を進めています。

総合計画の根幹となる「幸福感」を世代ごと、場面ごとに住民が主体的に考えていく中で、各世代の象徴的な「幸福感」、それを測る「指標」、そのために市民ができる「行動」をまとめることとしており、滝沢市民みんなが共感できる幸福感づくりに挑戦して参ります。

新市プロフィール



- 人口 5万5114人
- 世帯数 2万1828世帯
- 面積 182.32km²
(平成25年11月末現在)
- 主要産業・特産品
農業・すいか、りんご、クイックスイート(さつまいも)、いわな
- 観光名所・旧跡
たきざわ自然情報センター、縄文ふれあい館、南部曲り家、八幡館山遺跡
- 行事・イベント
鞍掛山山開き(4月29日)、チャグチャグ馬コ(6月第2土曜日)、岩手山山開き(7月1日)

心は少年

マイ
プライベート
タイム

あわじ 淡路市長(兵庫県) **門 康彦**
Yasuhiko Kado

帰郷

平成11年3月31日、市町村総数3232。平成22年1727。言われるところの平成の大合併。平成25年には1719。差引1513の市町村が消えた事になります。

行財政基盤の強化と地方分権推進などが主な目的ですが、現場の市町村から分りやすく見ると、効率化にすべて集約されます。

新しくできた市町のうち、5市町村以上が合併したのが119。兵庫県では4。

そのうち、市と合併したものを

除けば2。淡路

市5町と丹波市

6町。数だけで

はそう特別でな

いように思われ

ますが、決定的

な違いは地形。

淡路市は、播磨

灘と大阪湾に面

し漁業農業が隣

接し、中央は丘

陵で分断されて

5万人足らずの

人口は5カ所に

散在し、市街地

直筆の書「心は少年」



を形成していません。

その上、マイナス要因として、19年前の阪神淡路大震災のダメージが、県内一厳しい財政状況でした。

私に、合併5町の初代市長として地元の要請があったのは、淡路県民局長から転勤し、県の代表監査委員として勤めていた時でした。

「どの地域から出ても上手くないかない。行政を知り尽くした、半分よそ者のお前が、今は適任。お前しかいない。頼む」友人達の言葉を背に、お世話になった前兵庫県知事貝原俊民氏を訪ねました。

「君は財政課出身、なぜ、あえて火中の栗を拾うんだ？」優しい言葉を掛けていただきました。

「故郷に恩返しをします」珍しく殊勝に言った言葉に、「そうか、苦労するよ」と微笑んでいただきました。その微笑の意味が分かったのは、県を早期退職し、故郷で講演会を開催し講師として来島していただいた時、素人集団が交通費等の謝礼として渡した寸志の倍の祝金をいただいた時でした。持つてきていただいた秘書の方が、「君ならやれると伝えておいてくれ」と伝言をいただいた時でした。本当の、「倍返し」でした。

生家

70年以上も前に父が建てた家は、今風



「門下市塾」の看板を掲げた居宅

の家だったのでリフォームは無理と言われ、母と姉、3人で過ごした思い出の詰まった家を解体しました。残したものは、庭の隅にあった楠木を切断したものと、井戸の復活のみ。家の中にあつたものは断捨離の優しさを通り越して破壊。どうやら、茶器や掛け軸など高価なものもあつたらしく、非難の視線は今も続いています。

一番きつい視線は、帰郷後、母の死後誰も住んでいなかった家を、とにかく、生活できるようにしようと、一緒に掃除をしてくれた方でした。「この家は良い。

まさに日本の家屋の文化の香りがする」と言っておられました。

解体後、何にもなくなつた家屋跡の現場に、言葉なく佇んでおられた後姿が印象的でした。が、それ以来、私が、「文化」の「ぶ」の字でも言おうものなら、呆れたような表情をされます。

いずれにせよ、父と母が息を引き取った家は、1階は誰もが使えるように、2階は私の居宅に生まれ変わりました。

イメージは、松下村塾。無頼派の友人が贈ってくれた屋久杉の看板、「門下市塾」を掲げ、門ミユキの表札の裏に、門康彦と書いて玄関を整えました。

私の趣味の一つに、掃除がありますが、父も母も逝つた生家で私も逝く確率は高く、何時もピカピカに努めています。台風の時でも喫煙は外でするのはもちろん、トイレは小便も全員座つてすることが



ゴルフを楽しむ筆者

ルールです。それでも広間の一カ所に煙草の焦げ跡があります。

「そのこだわりは何ですか？」と問われ、「凜として逝きたい」と答えたら、その人は何を勘違いしたのか、広間に、AEDを置いてくれました。

「淡路島三市時代の混乱の時、友人たちと取って火中の栗を拾う。他市とせめて肩を並べるために、不利な戦いを選択せざるを得ない。10年20年の時間を経ての評価となるだろう。我々の世代では時間が足りない。淡路市後継者育成塾として、生家に塾の拠点を建設する」(旅立ちの唄・門康彦web Site)

少年

志筑小学校1年生の通知簿の所見欄に、恩師から「潔癖すぎる」と論評されています。良くも悪くもそのまんまです。

悪さをしてその事を認めなかつた子供の私を、母から脇差で、一緒に死のうと責められた事があります。本気で逃げました。短距離は今でも速いです。

雨の日、大学進学のため離島する私をバス停に送ってくれ、傘をさすのも忘れて、「何になつてもいいが、ヤクザだけにはなるな！」と涙声で言っていた母の姿が、私の原点にあります。

義理、人情、そして愛。忘れてはならない覚悟を、「心は少年」という言葉に託

して早、9年目。空手4段の武闘派の看板はストレス性腰痛に粉砕され、追い込まれるとプロよりも強いと言われたゴルフは、100ヤードを5番アイアンで打つようになり、クラブや老人会で涙を誘った歌声はかかれてしまいました。

少し弱気になりかけた最近、外人部隊に消えたはずの後輩から便りがありました。「先輩何をやってるんですか！」

「見ろ／あの暗闇に燃える火を／俺達の時代は終わっても／生きてある限り／あの火は消えない／俺達の火／決して汚れない／戦士の／雨に逆らう／高貴の／あれは俺達の火／消えることなき／自恃の火」(詩集・砂楼の伝説)

初心忘れることなく、「いつかきつと帰りたくなる街づくり」に市民と共に取り組んでみたいと覚悟を新たにしている天狼(アソンプレ歌謡祭)です。



アソンプレ歌謡祭に出演する筆者

都市の リスクマネジメント

第46回

交際費①

交際費とは

首長等にとって交際費の支出には神経を使います。住民にとっては首長がどのようなものに対して交際費を支出しているかに関心が持たれており、住民から不審を持たれるような支出をすれば違法な支出として今日においては住民監査請求、住民訴訟が提起され、首長は被告の立場に置かれることとなります。そこで交際費の基本的事項について確認しておきます。

交際費は、地方公共団体の長その他の執行機関が、行政執行のために必要な外部との交渉上要する経費であると一般的に解されています(行政実例昭和28年7月1日)。交際費の支出については、地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されていますが、支出の可否、支出の金額について慎重な検討を要するものであり、交際費の「目的を達成するため

の必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない(地方財政法4条1項)ことはいうまでもないところです。従って、職務執行との関連性を欠くような交際に要した経費を交際費として支出することは許されません。また、交際費は対外的な折衝のために公用として支出されるものですから、直接行政事務、事業の必要により開かれる各執行機関あるいは議会等の会合におけるものは、単なる内部的な会議であり、交際費として経理すべきものではなく、「食糧費」として支出されることが適当です。

交際費を支出する際の留意点

交際費の支出に関し、以前一部の地方公共団体において不都合が生じたことから自治省通知(昭和40年5月26日)が出され、次の留意事項が示されています。①交際費の支出については、自治法232条の3から232条の

5までの規定(支出負担行為・支出の方法等)の適用がある。従って、一般経費と同様、支出負担行為に基づき、正当債権者に支払いをすることが建前であること、②交際費を、一定金額を定めて定期的に資金前渡する支出の方法は①の建前から適当でないが、もしあらかじめ現金を前渡する必要がある場合には、所定の手続により、資金前渡の方法によるべきであること、③交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただその経費の性質にかんがみ、例えば香典等社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経費を明らかにする方法によること、④交際費については、他の費用の流用または予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする、が示されています。交際費

市町村アカデミー客員教授

大塚康男



Risk Management

は、その用途が特に住民の疑惑を受けやすいものですから、前記①～④の事項に留意して行うことが長をはじめ執行機関等に求められることとなります。

交際費の判断基準

交際費としての支出の適否は、個別的に社会通念により許容されている範囲を逸脱しているかによって判断せざるを得ないものです。

交際費を支出して接遇する必要があるのに接遇を行う場合や当該接遇をする必要性が一定程度あるとしてもそのために過大な費用を要する場合には当該接遇は社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているものといえます。

その判断基準としては、①職務との関連性の有無、②支出先の団体等の性格、③支出対象となる行事等の性格などを総合して判断することになります。そこで、裁判例等を踏まえて交際費に伴う個別的な問題点を考えていきます。

(1) 地方公共団体が交際費に基づく公費接待を行うことの可否

地方公共団体が交際費に基づく公費接待(国や他の地方公共団体等に対するもの)を行うことが可能か否かについては、公費接待不要論がいわれたことがありますが、東京高

裁昭和62年6月29日判決(判例自治32号7頁)において、B県A市が市民プール等の建設事業遂行のため、B県の当局者との間で本件事業の説明の機会を設け、意見調整を行う必要があった際に、社会通念上相当と認められる範囲の接待を交際費で行うことは、地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上許容されるべきものであるとしています。裁判例においては、職務執行との関連性が認められるものについては、地方公共団体が上級官庁職員を含め外来者等を接待し、その経費を交際費をもって支弁することは可能であるとの見解が採られています。

(2) 交際費の支出内容の妥当性

交際費の支出内容の妥当性については、まず、支出が適法であるためには、当該支出の性質、内容、目的、金額、効果等の諸般の事情を勘案し、社会通念上相当な範囲の儀礼的支出であると認められることが必要となります。裁判例から①適法と判断されたものは、香料、見舞金、結婚祝い金などが挙げられます。また、②違法であるとされたものは、議員の海外視察に際し議長が交際費から餞別として支出した事例や選挙の陣中見舞いとしてビール券を交際費から支出した事例のほか出張祝い、当選祝い、就任祝い、政党の新春祝賀会会費、政党の定期大会会費、議員の出版

祝い、パーティー券代などが違法な事例として挙げられます(奈良地裁平成14年5月15日判決・判例自治233号19頁)。

なお、香料、見舞金、結婚祝い金などについては、市長や議長が職名と氏名を明記して選挙区内の者に贈ることは、交際費から支出するとしても、寄付の禁止規定(公職選挙法199条の2等)の趣旨に照らして望ましいものではないことから、〇〇市長、〇〇市議会議長の職名の表示までにとどめる必要があります。

筆者プロフィール

大塚康男 (おおつか やすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)客員教授(「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」)。その他、自治大学校、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『実務住民訴訟』『議会人が知っておきたい危機管理術』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』『新版・自治体職員が知っておきたい危機管理術』『議会人が知っておきたい財務の知識』などがある。

わが

将棋駒のふるさとから 3つの日本一への挑戦

はじめに

今から千数百年前、現在は「人間将棋」の会場として知られる「舞鶴山」で念仏を唱えていた高僧行基の下に、天から2人の童子が舞い降りたという伝説が由来となり、周辺一帯を「天童」と呼ぶようになったと伝えられています。

江戸時代には羽州街道の宿場町として栄え、天保2年（1831年）に織田信長の子孫である信美のぶかすが天童に入り天童織田藩となりました。天童と織田藩のかかわりは幕末から明治に至る日本の大変革期まで続きましたが、幕末の家老、吉田大八が「将棋は兵法にも通じるものがあり、武士を貶めるものではない」と、財政難にあえぐ藩士の救済策として将棋駒の内職を奨励したことを始まりとし、天童は日本一の

将棋駒の産地として、その名を全国に知られるところとなりました。

子育て支援日本一への挑戦

天童市は、昭和33年10月に市制を施行し、昭和40年代以降、県内でも有数の人口増加率を維持してきましたが、平成22年国勢調査において、市制施行後、初めて人口が減少に転じました。

定住人口の確保と少子化対策が喫緊の課題となった中、本市では「子育てするなら天童市」を旗印に、子育て支援日本一を目指してさまざまな施策を実施しています。ソフト面においては、県内のほかの自治体に先駆け、中学3年生までの医療費の完全無料化や第3子以降の保育料などの無料化、認可外保育施設の保育料助成制度などを実施し、多方面から子育て支援施

策を展開しています。ハード面としては、大規模な土地区画整理事業などによる良質な住環境の整備が進行中で、定住人口の確保に向けて、大きな役割を果たすものと考えております。

また、就学以降の子育て支援としては、すべての中学校にエアコンを設置するなど教育環境の向上を図るとともに、市内の全小学校区に設置している放課後児童クラブのうち、児童の生活の場としての環境改善が必要なクラブについて、現在、専用施設としての整備を進めています。

観光・ものづくり 日本一への挑戦

昭和後期から平成にかけて、天童市は将棋駒、いで湯、フルーツの産地として、全国からの大勢の

観光客でにぎわってまいりました。しかし、長引く景気低迷や旅行形態の変化によって、観光客は減少傾向にあります。市では、かつてのにぎわいを取り戻すため、このたび、観光キャッチコピーを「湯のまち天童 あなたの旅に、王手」と刷新し、市民総出でもてなしの機運を醸成するとともに、市の知名度の向上と観光誘客を促進するため、さまざまな媒体を活用して観光情報の発信に取り組んでいます。



満開の桜の下、開催された「人間将棋」

こうした中、本年6月には「山形デステイネーションキャンペーン」が大々的に展開されることとなっております。これを機に多くのお客さまから天童市にお出でいただけるよう、本市の魅力をさらに磨き上げたいと考えています。

また、定住人口確保のために、市内の雇用環境の充実により、勤労近接の快適なまちを形づくる必要があるとの認識に立ち、平成23年には、分譲面積15・8haの新工業団地の整備を完了しました。現在、製造業を中心とした企業誘致を進めています。今後さらに、交通アクセスの優位性を生かし、東北中央自動車道天童インターチェン



モンテディオ山形の選手と小学校児童の交流会

ジ付近に新たな用地を造成し、物流を中心とした業務施設の集積を図っていききたいと考えています。

スポーツ・文化・健康づくり 日本一への挑戦

天童市は、サッカーJ2の「モンテディオ山形」、プロ野球「東北楽天ゴールデンイーグルス」2軍、バレーボールVプレミアリーグ女子の「パイオニア・レッドウィングス」といった3つのプロ・実業団チームが本拠地を構えるという恵まれた環境にあり、観戦や応援を通じて「見るスポーツ」が持つ魅力に存分に触れていただけるスポーツタウンです。さらに、これらのチームの地域貢献活動と一体となった少年少女へのスポーツ教室の開催や、地域で自発的に組織された「応援隊」の活動など、市民と行政が力を合わせホームタウンとしての取り組みを総合的に推進しています。

また、さる平成25年11月には、本市が生産量日本一を誇る特産果実の名を冠して、「天童ラ・フランスマラソン大会」を開催しました。遠くは北海道、大阪から、約2000人のランナーの皆さんにエントリーをいただきました。近年、フ

ルーツの女王として定着してきたラ・フランスの天童ブランド化推進との相乗効果を発揮させながら、広く全国に知られる市民マラソンへと成長させたいと考えているところです。

おわりに

私が市長に就任してから5年が経過しました。その間、私はマニフェストに掲げた、「子育て支援日本一」「観光・ものづくり日本一」「スポーツ・文化・健康づくり日本一」

の3つの日本一を目指し、日々努力を重ねてまいりました。これまで子育て支援などではおおむね高い評価をいただいておりますが、市政の幅広い分野にわたっては、市民の皆さんから率直で、時には厳しいご意見を数多くいただいております。私の目指す未来像の実現はまだまだ道半ばと感じています。これから、市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、粉骨砕身、3つの日本一を目指してまいりたいと考えております。

プロフィール

- ◆ 面積 113・01km²
- ◆ 人口 6万2354人
- ◆ 世帯数 2万566世帯

〔将来都市像〕笑顔にぎわいしあわせ実感 健康都市

〔まちの特徴〕山形県のほぼ中央に位置し、東南に秀峰蔵王の山並み、西には霊峰月山を望む緑豊かなまち



天童市長
山本信治



〔特産品〕将棋駒、サクラランボ、ラ・フランス、地酒、乾麺

〔観光〕天童温泉、舞鶴山、若松寺、山寺（立石寺）、将棋資料館、出羽桜美術館、広重美術館、西沼田遺跡公園

〔イベント〕天童桜まつり「人間将棋」、天童ラ・フランスマラソン大会、おくのほそ道 天童紅花まつり、天童市将棋フェスティバル、天童冬の陣「平成鍋合戦」

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

住みよさ日本一を目指して

川魚料理の伝統が根付くまち
「なまずの里吉川」

吉川市は、埼玉県の南東部に位置し、ほぼ平坦な地形です。東は江戸川を挟み千葉県野田市と流山市に、西は中川を挟んで越谷市・草加市、南は三郷市、そして北は松伏町と、それぞれ境を接しています。昭和30年に旧吉川町・旭村・三輪野江村が合併して新吉川町となり、その後、昭和48年の国鉄(現JR)武蔵野線の開通と吉川団地の建設を経て平成3年には人口5万人を超えました。そして平成8年4月に市制を施行し、「吉川市」が新たにスタートしました。

また本市では、中川、江戸川という2つの川に挟まれた地形を生かした文化がはぐくまれ、川魚料理という食文化が根付きました。

江戸時代初期には、河岸付近に川魚料理を提供する料亭が軒を連ね、物産とともに集まった人々の舌を楽しませ、特に川魚料理は「吉川に来て、なまず、うなぎ食わずなかれ」といわれるほどの名声があり、歴史上の著名人なども食しているといわれています。

吉川市の魅力

本市の魅力は一言でいえば、住環境の良さです。首都圏20km圏、1時間以内で都心への通勤通学ができるため、ベッドタウン化が進んでいます。その一方、1970年代に約8割あった市街化調整区域は、現在でも7割強を占めています。そのため吉川市は、住む人にとって自然豊かな「ほっ」とする場所であり、心安らぐ場所になっています。今後、も開発の予定をしておりますが、

住環境を大事にして、水と緑はきちんと残していきたいと思っております。そこで現在進行中の第5次

吉川市総合振興計画では、市の魅力を生かしながら、すべての市民の暮らしが快適になり、活力あふれるまちが実現される姿として「人とまちが輝く快適都市よしかわ」を将来都市像としています。そして本計画に基づく前期基本計画では、「災害から市民の生命と財産を守る」「子育てしやすいまちをつくる」「まちの住みよさと魅力を高める」以上3点について、重点的に推進するものとして、取り組んでいます。

災害から市民の生命と財産を守る

「義務教育施設耐震化工事」と新庁舎建設」

市内小中学校の校舎の耐震補強



吉川駅南口ロータリーに設置された「金色のなまずモニュメント」

工事につきましては、東日本大震災発生前に完了しており、体育館につきましても、残すところあと2校となり、間もなく終了予定です。そして東日本大震災発生時の教訓を踏まえ、老朽化が著しい現在の市庁舎では防災拠点としての機能を果たすことが困難なため、震災後直ちに新庁舎の建設事業に着手しております。建設にあたりましては、平成8年度に購入した新庁舎用地に現庁舎や分散してい

る機能を集約し、防災拠点としての機能が果たせるものとして、平成28年度の竣工を目指し、スピード感をもって取り組んでいます。

子育てしやすいまちをつくる —待機児童ゼロの実現と 小学校の新設開校—

子育て支援では、子ども医療費の中学生までの通院・入院の無料化はもとより、市内医療機関と連携して病児病後児保育室を開設するなど、積極的に取り組んでいます。そして平成24年4月には、民間事業者と連携し、新たな保育所を開設した結果、待機児童ゼロ（国の基準）を実現しています。また保育所利用者の利便性の向上を図るため、駅前拠点保育所と市内各保育所をバスでつなぐ送迎保育も開始しており、子育て世代の皆さま



市内に多く残る田園風景

方から好評を得ております。

そして子育て世代の新たな人口流入を見込み、平成25年4月には、市内8番目となる吉川市立美南小学校を新設開校しております。この小学校内には、公民館や子育て支援センター、学童保育室、高齢者ふれあい広場を集約して、世代間の交流・ふれあいの場を設けています。ここでは、自治会活動や地域のイベントを通じて、新しい住民の方から昔から住んでいる方まで、お互いに溶け込み、交流しておられます。

まちの住みよさと 魅力を高める

—新駅開業と新たな 区画整理事業の推進—

市内を通るJR武蔵野線は、東京メタグループと呼ばれる東京圏の環状路線群の1つです。このJR

武蔵野線の新駅「吉川美南駅」が、市内2番目の駅として、平成24年に開業しました。新駅開業に伴い市では、新

駅自由通路に人間国宝の室瀬和美氏の作品、そして駅周辺には著名な彫刻家の方々のモニュメントを配置して、市民に親しまれるウォーキングロードを整備し、芸術文化のまちづくりをコンセプトとして、まちづくりを進めています。そして新駅周辺で未整備（農地）地域（約60ha）につきましても、区画整理による新たなまちづくりに着手し、平成26年度内の都市計

プロフィール

- ◆ 面積 31・62km²
- ◆ 人口 6万8482人
- ◆ 世帯数 2万6566世帯

〔将来都市像〕人とまちが輝く快適都市よしかわ

〔まちの特徴〕中川・江戸川という2つの川に挟まれ田園風景を残しながら、首都圏20km圏内という立地条件を生かし、人口増加が続くまち。進行中の土地区画整理地内への新たな人口定着も見込まれる



吉川市長
戸張胤茂



〔特産品〕川魚料理（なます）、花しょうぶ、吉川ネギ、なます御前
〔観光〕金色のなますモニュメント、さくら通り、中井沼公園
〔イベント〕吉川八坂祭り、吉川なますの里マラソン、吉川マルシェ、吉川市民まつり

画決定を目指して、事業を推進しています。

住みよき日本一を目指して

「住みよき日本一」は、私のまちづくりのスローガンとして掲げているものです。私は、本市で育った子どもたち、そしてその子たちが「住み続けたい」と思える「人とまちが輝く快適都市よしかわ」を目指してまいります。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

自然と笑顔があふれる 誇れるまち

はじめに

昭和33年3月31日に御所町・葛村・葛上村・大正村の4カ村が合併し、御所市が発足しました。

「古事記」や「日本書紀」には、現在の御所市を本拠地とした大和朝廷の時代の豪族葛城氏・巨勢氏に関する記述が多く見られ、現在においても一級史跡・古墳や社寺が多く残されています。時代を下っては桑山氏の城下町であったことから、物資の集散地として、また寺内町として発達し、江戸時代の御所町は商都として栄えました。産業では古くから役行者えんのやくづね（役小角）ゆかりの製菓が盛んであり、近年ではサンダル製造を中心としたゴム製品や繊維製品の地場産業も発達し、現在では履物産業や製菓業、配置業、地酒の製造業などが盛んです。

さまざまな観光資源

本市は、金剛山・葛城山などの良好な自然資源、豪族であった葛城氏・巨勢氏にまつわる遺跡、御所まちの背割り下水や近世の町並みなど多くの歴史・文化資源に恵まれています。

中でも葛城山では「ひと目百万本」といわれる見事なツツジの群生を觀賞することができ、シーズンを迎えますと多くの登山者でにぎわいを見せます。最近では山頂において恋人たちの聖地として「天空のベル」と名付けられたモニュメントが完成し、恋人たちが可愛いハート型の南京錠を掛け、ベルを鳴らし、2人の愛が成就するようにと祈願のできるスポットが誕生しました。

今からおよそ1300年前には伝説的なスーパースター、役小角えんのやくづね



マスコットキャラクター「ゴセンちゃん」

が本市吉祥草寺に生まれ、葛城山を山中修行の場として駆け巡り、不思議な術を身に付けました。また、日本神話のふるさとといわれており、神々が住まわれていたとされる名所・旧跡があり、ハイキングが楽しめる葛城の道など多くの観光名所があります。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」。日本で最初の原点となる解放運動。水平社発祥の地も本市であり、今でもその先人の精神を受け継ぎ、あらゆる人権問題に関するさまざまな取り組みを行っています。今後「人権のふるさと」として歴史の継承、人権文化の発展を目指していきたいと思えます。

財政健全化へのあゆみ

私が市長に就任して2期目で、5年と8カ月が過ぎました。就任

当時の本市の財政事情は、財政破綻はたんの一手前の危機的な状況であり、「財政非常事態宣言」を内外に発しました。平成20年度決算において、「実質赤字比率」および「実質公債比率」の2指標が「早期健全化基準」を上回り、財政健全化団体に陥りました。そこで財政健全化計画を平成21年度より策定し、健全化に向けた取り組みを開始、累積赤字の解消と財政構造の改善を図るため、市税の徴収強化（差し押さえ）、市有財産の売却による歳入の確保、公営住宅使用料の徴収強化、総人件費の抑制（特別職報酬カット、職員給与カット、職員数の削減など）、施設の統廃合、さらには各種団体への補助金削減などにより行政のスリム化を行いました。中でも各種団体の補助金削減には、多くの市民の方々からお叱りの声もありましたが、タウンミーティングなどで財政運営に対するご理解をいただき、今まで行政が計画していた市民体育祭や敬老祭などさ



鴨都波神社に奉納する十張の提灯を三段に組み上げた「ススキ提灯」

さまざまなイベントを、財政が苦しいならばと逆に市民の方々が率先して引き受けてくださり、実行委員会形式でほとんどがボランティアでの実施となりました。各々のイベントは発案の緻密さや運営費の抑制を考えた市民参加型が多く見られ、大盛況に終了することができました。実行委員の皆さまには深く感謝しています。このように、財政のピンチを「市民力」で乗り越えたことで、市民と行政が協働して新たな御所市をつくり上げていく基盤ができたと考えています。

おかげをもちまして、平成23年度一般会計決算では、41年ぶりの黒字化を達成することができました。計画は平成21年度から平成25年度までの5年間で、

「早期健全化基準」を1年前倒しでクリアできたことは、国や県の支援、何よりも市民の皆さまのご理解・ご協力のたまものであると深く感謝しているところです。しかし、決して余断を許さない状況は

続いており、強固な財政基盤の構築を模索しながら決して後退することのないよう行政運営をしてまいりたいと思います。

人口減少と少子高齢化といった問題も急速に進み、その対策も重要な課題です。人口が約2万8600人。高齢化率も30%を超えました。何とかこの問題に対処するため、雇用の確保と人口の定住化を目指し、京奈和自動車道を中心とした企業誘致や、新婚家賃補助事業を実施中です。若年層の人口維持・増加や少子化を少しでも食い止めるため、一世代でも多くの方々にこの事業を活用いただき、御所に定住し、子育てをしていただきたいと思います。

市制施行55周年 「頂点のまちを目指す」

先にも述べましたが、本市は昭和33年に誕生し、平成25年3月31日で55周年を迎え、市制施行55周年記念事業を開催しました。この事業も、行政主体ではなく市民の皆さまの主導で、実行委員会形式で行われ、本市が未来に向かってさまざまなアクションを起こし、発展するようにと、「目指せ！頂点のまち」をスローガンに、1年間、四季

ごとに記念イベントを開催いたしました。春は、市の花であるツツジの植樹とウォーキング。夏は祭りをテーマに市内全域で古くから伝承される、高さ5mの「ススキ提灯」86本が一堂に会する献灯行事。秋は、金剛・葛城連山の縦断トレッキング（台風接近により中止）。冬は、市内の特産物にこだわるG級（ごせ）グルメコンテスト。それぞれ多くの

市民の方にご参加いただきました。また55周年を機に本市のマスコミキャラクター「ゴセンちゃん」が3月31日に誕生しました。わがまちは、この市制55周年を契機として、さらに市民と行政が一体となり、オール御所市で御所市らしく、「自然と笑顔があふれる誇れるまち」づくりを進めていきたいと思っています。

プロフィール

- ◆ 面積 60・58 km²
- ◆ 人口 2万8699人
- ◆ 世帯数 1万2300世帯

〔将来都市像〕「住み続けたいまちづくり」「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」「学びあひ歴史文化にふれあえるまちづくり」「活力とにぎわいのまちづくり」「市民参加のまちづくり」

〔まちの特徴〕奈良県の大和平野の西部に位置し、西部には金剛山・葛城山が峰を連ね、東南部の丘陵地から平地の広がる緑豊かな自然に囲まれた田園都市



御所市長
東川 裕



〔特産品〕御所柿、製菓、ハップサンダル、マーケティングペン、メリヤス靴下、家庭配置薬、桐材、吉野葛、柿の葉寿司、山の芋、鴨肉、地酒、醤油

〔観光〕「葛城の道」「巨勢の道」「秋津洲の道」「御所まち」、葛城山ツツジの群生、九品寺、一言主神社、高天彦神社、鴨都波神社、吉祥草寺、船宿寺、巨勢山古墳群、宮山古墳、條ウル神古墳

〔イベント〕吉祥草寺左義長（大トンド）、日本サクラ草祭、花祭り、汁かけ祭、鴨都波神社夏祭り・秋祭り、金剛葛城山下一周駅伝大会、計算力・思考力大会算学修行えんのおづぬ（役小角）杯

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

地域の特色を生かし、ひとが輝く 創造力豊かな安来を目指して

安来節とハガネのまち

「安来節発祥の地」として知られる安来市は、鳥取県との県境に位置し、島根県の東の玄関口として

山陰地方の経済・人口が集積する中海圏域の一角を占めるまちです。

古来より「たたら製鉄」によって産出された鉄の集散地として栄えた歴史があり、物流の拠点であった安来港周辺には、「たたら」の流



どじょうすくい知られる民謡「安来節」

れをくむ鉄鋼関連企業が集積し、本市の基幹産業を形成しています。

中でも、高品質の高級特殊鋼を産出していることから「ハガネのまち」とも呼ばれています。

どじょうすくい知られる「安来節」は当地で生まれた民謡であり、創立103年目となる安来節保存会（全国65支部、会員約3700人）を中心に普及活動を展開しています。平成18年にオープンした安来節演芸館では、棧敷席をイメージしたホールで本場の安来節を堪能できるほか、地元産のどじょう料理が人気です。

また、横山大観など近代日本画の秀作を所蔵する「足立美術館」の日本庭園は、米国の日本庭園専門誌が実施するランキンゲ調査で、10年連続日本一の快挙を達成しています。

躍進する基幹産業

「ヤスキハガネ」のブランドで世界的に高い評価を得る高級特殊鋼を主力製品とする日立金属（株）安来工場をはじめ、複数の企業が航空機産業への進出を目指して奮闘しています。この分野は、世界的に着実な市場成長が見込まれ中小企業への波及効果も期待できることから、市としても全面的な協力・支援を図る考えです。

一方、もう一つの基幹産業に位置付けている農業の生産性向上を目指す施策として大区画圃場整備事業を進めており、平成28年度には西日本有数の大区画圃場約600haが完成します。併せて営農法人化も進んでおり、優良な生産体制と企業的な経営による食料生産拠点として、安定した農業運

営に大きく貢献するものと期待しています。

月山富田城を ランドマークに

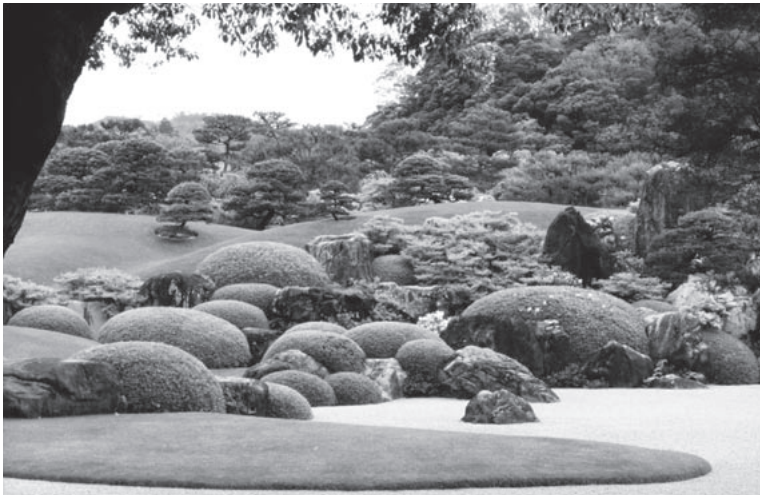
市内には、大型古墳群をはじめ奈良時代に編纂された「古事記」や「出雲国風土記」ゆかりの場所や神社などが多く、いにしえの香りが色濃く残っています。中でも、山陰・山陽11国に覇を唱えた戦国大名尼子氏の居城であった月山富田城跡は国の史跡にも指定され、日本100名城や日本五大山城に選ばれたことで、訪れるファンが増えています。

しかし、太鼓壇や山中御殿をはじめ本丸へ続く山道や戦闘に備えた遺構など、中世の山城がそのままの姿で現存する、文化的に価値の高い城跡であることは意外に知られていません。今後は誘導サインなどの整備を進め、観光資源としての付加価値を高めることで、この貴重な史跡の魅力を広く

発信することとしています。

次代につなぐ基盤固め

各地域の特色を生かした総合的な発展が、市の一体感を醸成するためには欠かせない要素の一つであることを念頭に置き、活気あるまちづくりを実践しています。とりわけ、活動の拠点となる公共施設の充実は今後の市政の礎となるものであり、老朽が著しい市庁舎、消防庁舎、市民会館の建て替えと、給食センターの新設を重点事業に



米国専門誌の日本庭園ランキングで10年連続日本一に輝いた「足立美術館」

位置付け、段階的に進めている最中です。また、公立保育所・幼稚園・小中学校の耐震対策を既に終えて耐震化率100%を達成しており、未来を担う子どもたちの安全に配慮しています。

少子化対策の一環として、子育て支援を主要施策の一つに挙げ、安心して子どもを産み育てることができる社会の形成を目指しています。中でも、医療費無料化については現在小学3年生までとしており、随時拡充していく考えです。また、妊娠を希望する夫婦などを対象にした風しん等予防接種費用の助成事業や、第3子以降の児童に対する保育料無料化など、子育て世代への経済的支援策を講じています。

子育てをサポートする環境面として、全国的な課題である保育所待機児童はゼロ体制を維持しています。また、幼稚園と保育所を一体化した幼保連携型施設「認定こども園」を公立では県内でいち早く開設し、きめ細かな就学前教育を実現するとともに異年齢交流による情操教育の成果も挙げています。さらに、子育て支援センターを設置し、妊娠中から幼児期まで

一貫した子育て支援・母子保健業務を一体的に行い、児童相談所や学校関係機関とも連携を取りながら多面的な支援を行っています。そのほか先進的な取り組みとして、中海・宍道湖・大山圏域を構成する安来・松江・出雲・米子・境港の5市が、鳥取県西部町村会(7町村)をオプザーバーに設立した市長会では、連携して圏域の持

つ強みを発揮することで、単独では困難な施策を実現させる新たな行政スタイルを構築し、一体的な発展を目指しています。出雲大社をはじめ多くの観光資源に恵まれるこの圏域には、高速道路と国際拠点港、2つの空港など、陸・海・空の交通インフラが整っており、観光招致や企業誘致などに新たな可能性を確信しています。

プロフィール

- ◆ 面積 420・97km²
- ◆ 人口 4万1311人
- ◆ 世帯数 1万4118世帯

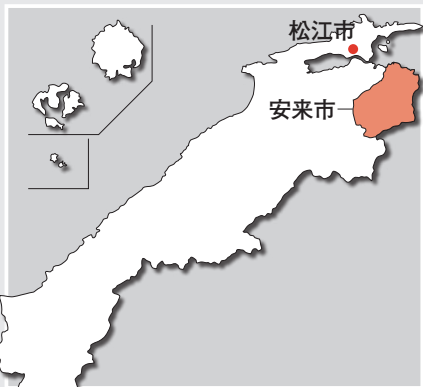
〔将来都市像〕 目指そう! 「元氣・いきいき・快適都市」へ自活と共助のまち・やすぎ

〔まちの特徴〕 民謡安来節とハガネのまち。尼子氏ゆかりの戦国口マン探訪が旬なおすすめ

〔市町村合併〕 平成16年10月1日に旧安来市・旧広瀬町・旧伯太町が合併
〔特産品〕 高級特殊鋼、広瀬餅、陶器



安来市長
近藤宏樹



ドジョウウ、イチゴ、ナシ、花卉、清水羊羹

〔観光〕 足立美術館、安来節演芸館、清水寺、月山富田城跡、比婆山、和鋼博物館、加納美術館

〔イベント〕 やすぎ刃物まつり、なかうみマラソン全国大会、安来節全国優勝大会、やすぎ月の輪まつり、はくたチューリップ祭、ひろせ祇園祭

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

全国市長会の

動き

11月19日～12月16日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1

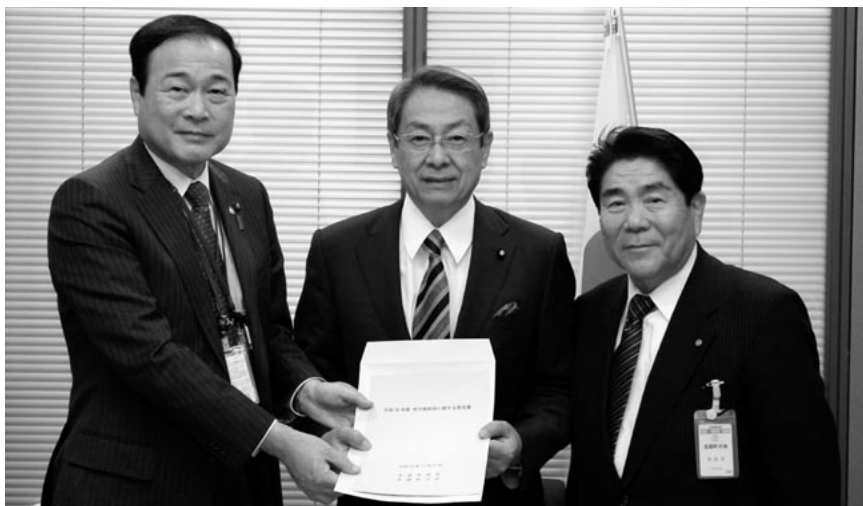
森会長と全国町村会の藤原会長が
「平成26年度地方税財政に関する意見書」
により自由民主党の石田眞敏団體総局長、
公明党の斉藤税制調査会長等に
面談のうえ合同要請

11月27日、森会長と全国町村会の藤原会長は、自由民主党の石田眞敏団體総局長、森山裕総務会長代理、西銘恒三郎総務部会長、土屋正忠総務部会顧問、公明党の斉藤鉄夫税制調査会長、榊屋敬悟政務調査会長代理に面談のうえ、「平成26年度地方税財政に関する意見書」により、地方交付税の総額確保、償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持、車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保、ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について合同要請を行った。

具体的には、①地方交付税については、歳出特別枠及び別枠加算を堅持したうえで、必要な総額を確保すること、②償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、市町村が独自に実施している設備投資のための補助や融資等の財政支援制度をはじめ地域企業への多様な援助策が講じられていることを踏まえ、現行制度を堅持すること、③車体課

税の見直しに当たっては、市町村に減収が生じることのないよう代替財源を必ず確保するとともに、軽自動車税については、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しを行うこと、④ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること等を要請した。

〔財政部〕



自由民主党の石田眞敏団體総局長（中央）に要請する森会長（左）と藤原全国町村会会長（右）

#2

「総務大臣・地方六団体委員会」に森会長が出席し、平成26年度地方財政対策及び地方税制改正について意見交換

11月27日、「総務大臣・地方六団体委員会」が総務省において開催され、本会の森会長をはじめ地方六団体の各代表が、総務省からは新藤総務大臣をはじめ政務三役等が出席し、地方税財政に係る現状等について説明を聴取した後、意見交換を行った。

新藤総務大臣からは、冒頭のあいさつにおいて、国家公務員の給与削減措置については、本年度をもって終了することとなり、来年度の地方公務員給与について削減要請は行わないが、引き続き給与適正化等の努力を願いたい、また、地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、地域経済が腰折れすることのないよう支援したい旨の発言があった。

森会長からは、①償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること、②車体課税の見直しに当たっては、市町村に減収が生じることのないよう代替財源を必ず確保すること、③ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること、④地方法人課税の見

直しの具体化に当たっては、地方の意見を十分反映するとともに、企業誘致など地方の税源涵養の努力が報われる税制を堅持し、地方税源の偏在是正は国の歳出削減のために行うものではないことを明確にしたうえで、地方財政計画の歳出を拡充することにより、必要な地方財源を確保すべき旨を要請した。

〔財政部〕

都市税制調査委員会副委員長の

本間・ひたちなか市長が「平成26年度

#3

都市税財政に関する意見書」により

自由民主党の金子原二郎税制調査会幹事、

西銘総務部会長、公明党の山口代表等に

面談のうえ要請

12月2日、都市税制調査委員会副委員長の本間・ひたちなか市長は、自由民主党の金子原二郎税制調査会幹事、西銘恒三郎総務部会長、務台俊介総務部会副部会長、土屋正忠総務部会顧問、梶山弘志衆議院国土交通委員長、公明党の山口那津男代表に面談のうえ、「平成26年度都市税財政に関する意見書」により、地方交付税の総額確保、償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持、車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保、ゴルフ場利用税の現行制度の

堅持について要請を行った。

具体的には、①歳出特別枠及び別枠加算を堅持したうえで、地方交付税総額を必ず確保いただきたい、②償却資産に対する固定資産税については、ひたちなか市においても地元企業等への独自の支援策を講じており、これらの税源涵養の努力も踏まえ、基幹税として現行制度を堅持いただきたい、③車体課税の見直しに当たっては、代替財源を必ず確保するとともに、軽自動車につ



自由民主党の金子原二郎税制調査会幹事（左）に要請する本間・ひたちなか市長（右）

いては、普通自動車との一定の負担の均衡も考慮した税率の見直しの必要があること、④ゴルフ場利用税については、これが廃止された場合に代わる制度を創設することは困難であることから、現行制度を堅持いただきたいこと等を要請した。

〔財政部〕

#4 自民党道州制推進本部に「道州制推進基本法案(骨子案)について」を提出

自由民主党道州制推進本部は、道州制推進基本法案(骨子案)を修正し、12月6日、本会及び全国市議会議長会に対して説明を行った。本会から、道州制に関する検討会議座長の清水・立川市長が出席した。

この説明を受け、本会の考え方を「道州制推進基本法案(骨子案)について」として取りまとめ、12月13日、同本部に提出した。この中では、市町村合併が前提となることへの懸念や地方分権改革が停滞することへの懸念が払しょくされるに至っていないこと、道州制の議論に関わらず、我々の声をよく聞いて地方分権改革を推進すべきであること、広く国民の意向を把握し、十分な検討を行うべきであることなどについて述べている。

〔行政部〕

#5 国と地方の協議の場(平成25年度第3回)を開催し、森会長が出席

12月12日、国と地方の協議の場が官邸で開催され、本会からは森会長が出席し、「経済対策」「平成26年度予算編成及び地方財政対策」「地方分権の推進」について協議を行った。

冒頭、安倍総理大臣からは、「去る5日に好循環実現のための経済対策をとりまとめた。今後、補正予算と現在編成している平成26年度予算によって、国と地方を通じた経済再生、財政健全化を同時に達成していく。全国を元気にするために皆さんと力を合わせていきたい。第二次地方分権改革はその残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施するため、次期通常国会に第4次一括法案を提出する。今後も、地域の皆様の声を聞きながら、地方分権改革を新たな局面に向け、力強く進めてまいりたい」旨の発言があった。

協議に入り、まず、経済対策について西村内閣府副大臣から「好循環実現のための経済対策」について説明があった後、森会長からは、補正予算案で地方交付税の1・2兆円の措置についてお礼申し上げ、その早期の決定を期待している。アベノミクスに非常に期待を持っているが、まだまだ地方経済の状況は



「国と地方の協議の場」に出席する森会長

好転しているとは言いいきれない状況である。今後とも地域経済の回復、前進については非とも国と地方とが連携、協力してまいりたい。消費税率の引き上げによる子育て世帯への影響を緩和するための給付措置が盛り込まれたが、総人件費の抑制のなかで、地方の仕事が増えるというようになると非常に努力のしがいがないということにもなりかね

ないので、地方も仕事が増えればそれだけ人件費が増えるということを是非ともご理解いただきたい、等を発言した。

次に、平成26年度予算編成及び地方財政対策について、地方六団体からは、今回偏在是正ということで、法人住民税の一部を国税化するということになったが、交付税の額が増えないと偏在是正機能は発揮できない。そのためには歳出の特別枠と歳入の別枠加算が維持されないと、単に別枠加算で国が出していただくものが地方の法人税に振り替わっただけとなってしまう、地方の地域経済は守れない。是非とも偏在是正をし、地域を隅々までアベノミクスの恩恵を行き渡らせるためにも歳出をしっかりと積み、そして別枠加算を維持することを願う、旨を発言した。

森会長からは、まず、税制改正については、償却資産に係る固定資産税とゴルフ場利用税が堅持されたことを感謝する。車体課税についても、関係者が大変努力をされたと思うが、今後、細部の検討の中で地方への支障が生じないように願う。地方交付税については、歳出特別枠の充実と地方交付税の別枠加算については、きちんと堅持をしていただく中で、地方も更なる経済対策に向けて努力していきたい。また、地方法人課税の見直しについては、市町村の法人課税分も対象とされ

ているが、大きな影響が生じる団体もある中で、具体的な制度の内容をできるだけ早期に明らかにしていきたい、等を発言した。

次に、地方分権改革の推進について、新藤地方分権改革担当大臣から配布資料に基づいて説明があった後、地方六団体からは、規制緩和の分野で地方の自主性を尊重してもらいたい。できる限り広く頑張る地方を認めて、その中で動けるようにしてもらいたい、等の発言をした。森会長からは、例えば、農地転用や日本の活力につなげていくためにNPO団体等の活動などについての規制緩和をお願いしたい、等を発言した。

最後に菅官房長官から、経済対策や地方財政対策等、本日の会議での地方の皆さんからのご意見を踏まえて適切に対応して参りたい。地方分権については、次期通常国会に第4次一括法を提出して第2次分権改革に一区切りをつけたい。特に、頑張る地方の応援、規制緩和に確り取り組んで行きたい、旨の発言があった。

【企画調整室】

#6 「平成26年度与党税制改正大綱について」
(全国市長会会長コメント)を公表

12月12日、与党において、「平成26年度税

制改正大綱」が決定されたことを受け、森会長は、「平成26年度与党税制改正大綱について」(全国市長会会長コメント)を公表した。

同コメントでは、①市町村の基幹税目である償却資産に係る固定資産税や、ゴルフ場利用税について、現行制度が維持され、与党関係者に感謝するとともに、②軽自動車税の税率を引き上げ、市町村の自主財源の充実確保が図られたことについて評価した。

また、③四輪等の軽自動車については平成27年度以降の新規取得者を対象としているなど、自動車取得税の軽減、廃止に伴う補てん措置として必ずしも十分なものとなっており、今後の市町村財政運営に支障が生じることのないよう適切な財源措置を確実に講じること、④法人住民税の一部を国税化し地方交付税の原資とすることは国の歳出削減のために行うのではないことを明確にするとともに、別枠加算を維持すること等により、必要な地方交付税総額を確保することや、⑤同大綱で消費税率(国・地方)10%段階において偏在是正措置をさらに進めるとされていることに対して、その制度設計に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、幅広く検討することについて求めた。

【財政部】

平成25年全国市長会を取り巻く主な動き

■第83回全国市長会議等を開催

6月5日、第83回全国市長会議等を開催。「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」「地震・津波等防災対策の充実強化に関する決議」「東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議」「真の分権型社会の実現を求める決議」「国による地方公務員給与削減要請に対する決議」「都市税財源の充実強化に関する決議」「社会保障制度の充実強化に関する決議」の7件の決議を決定。同会議において、森・長岡市長が会長に三選。

また、前日の6月4日、「市長フォーラム2013」を開催、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長の唐池恒二氏から「観光からまちづくりへ」と題して講演。

■全閣僚を構成メンバーとする地方分権改革推進本部設置

政府は、3月8日、地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成メンバーとする「地方分権改革推

進本部」の設置を閣議決定。同本部の設置に伴い、前政権において設置された「地域主権戦略会議」は、同日付で廃止。

また、政府では、地方分権改革担当大臣の下に、地方分権改革について、専門的かつ事務的な検討を行うために、新たに、地方団体の関係者も参加する「地方分権改革有識者会議」を設置。

■新第3次一括法が成立

6月7日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(新第3次一括法)」が成立。

新第3次一括法は、平成24年通常国会に提出され、廃案となった第3次一括法案の事項に加え、地方からの提案を盛り込んだ第4次見直しに係る事項について、関係する74法律を一括して改正する法案として、再度、平成25年通常国会に提出されたもの。

■地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定

政府の「地方分権改革有識者会議」におい

て検討されてきた、国から地方への事務・権限の移譲について、9月13日、地方分権改革推進本部において、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」が決定。

「当面の方針」において検討対象となつていく国の事務・権限に係る100事項、及び第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、「有識者会議」において、具体的な検討・調整等が進められ、12月10日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針案」を了承併せて、地方分権改革について、これまでの国と地方の取組みを振り返り、今後の進むべき方向を明らかにする「地方分権改革の総括と展望(中間とりまとめ)」を決定。

また、12月20日には、「地方分権改革推進本部」において「見直し方針案」が決定され、同日、閣議決定。「見直し方針」に盛り込まれた事項については、所要の一括法案等が平成26年の通常国会に提出される予定。

■第30次地方制度調査会が答申を取りまとめ

第30次地方制度調査会において、都道府県から指定都市への権限移譲、中核市・特別市の統合、より弾力的な広域連携制度等が盛り込まれた「大都市制度の改革及び基

礎自治体の行政サービス提供体制に関する
「答申」を取りまとめ、6月25日、安倍総理に
手交。

■「全国市長会の緊急アピール」国による地
方交付税削減・地方公務員給与削減要請に
ついて―を取りまとめ

政府は、1月24日、地方公務員給与につ
いても、各地方公共団体において速やかに
国に準じて必要な措置を講じるよう要請す
ることを閣議決定。1月27日、平成25年7
月から国家公務員と同様の給与削減を実施
することを前提として、地方公務員給与を
削減するとした地方財政対策を決定。1月
28日、新藤・総務大臣が、地方公務員給与
の削減に理解を求める大臣書簡を送付。

本会では、地方公務員給与の決定に国の
方針の押し付けを行わないこと、地方公務
員給与の今後のあり方については、総務省
と地方側とで検討する場を設け、地方の意
見を聞きながら検討すること等を再三要請
するとともに、2月20日、「全国市長会の緊
急アピール」国による地方交付税削減・地
方公務員給与削減要請について―を取りま
とめ、記者会見等において本会の主張をア
ピール。

■東日本震災に係る被災市町村に対する
人的支援派遣を決定

東日本震災に係る被災市町村に対する
人的支援について、全国町村会、総務省及
び被災県との協力により中長期的な職員派
遣を実施し、約550名の派遣が決定。ま
た、元職員等の情報提供により、約50名の
採用等が決定（平成25年12月1日現在）。さ
らに、平成26年度においても引き続き人的
支援を依頼。

一方で、被災市町村において、復興事業
の本格実施等に伴い膨大な事務が発生して
いる状況に鑑み、事務手続きの緩和・簡素
化等を国に対して積極的に働きかける必要
があることから、4月5日、岩手、宮城、
福島及び茨城の各県市長会からの提案を基
に、全国町村会との連名による要請書を取
りまとめ、復興大臣等に対し、計59項目に
わたる事務手続きの緩和・簡素化を要請。
5月21日、復興庁から本会に対し、同要請
に関して13項目が対応可能と回答。

■災害対策法制の整備

特別警報の導入について、本会では、3
月7日、気象庁に意見を提出。5月24日、
特別警報の新設等を盛り込んだ「気象業務法

及び国土交通省設置法の一部を改正する法
律」が可決・成立。

また、災害対策法制の見直しについて、
本会では、行政委員会委員等意見照会
の上、3月5日、各市の意見一覧を内閣府
に提出。6月7日、災害対策基本法改正の
第二弾として、避難行動要支援者名簿の作
成や権限証明書の交付等を盛り込んだ「災害
対策基本法等の一部を改正する法律」が可
決・成立するとともに、6月17日、「大規模
災害からの復興に関する法律」が可決・成立。

さらに、発生が懸念される南海トラフ地
震、首都直下地震について、11月22日、「東
南海・南海地震に係る地震防災対策の推進
に関する特別措置法の一部を改正する法律」
及び「首都直下地震対策特別措置法」が可決・
成立。

災害への備えについては、12月4日、「強
くしなやかな国民生活の実現を図るための
防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が、
12月5日、「消防団を中核とした地域防災力
の充実強化に関する法律」がそれぞれ可決・
成立。

■社会保障・税番号制度関係法案が成立

5月24日、「行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律」等が可決・成立し、5月31日に公布。それに先立ち、本会では、2月22日、内閣官房、総務省に対して意見を提出。

なお、本会ははじめ地方三団体では、地方共同法人 地方公共団体情報システム機構を設置するため設立委員会を開催し、委員長等の選出、同機構設立までのスケジュールなどの確認、設立準備室の設置など、準備を進行中。

■道州制に関する検討会議を設置

自由民主党、公明党において、道州制の基本法案について検討中であるが、本会では、道州制に係る基礎自治体の共通課題等について調査研究を行うため、6月5日、行政委員会の下に「道州制に関する検討会議（座長・清水・立川市長）」を設置。

■平成25年度税制改正及び予算編成

平成24年12月の総選挙により、平成25年度税制改正及び予算編成は19年ぶりに越年編成。

税制改正においては、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充が措置されたものの、消費税率引上げに伴う車体課税の見直しや軽減税率の導入などについては、

平成26年度税制改正までに結論を得るとし、先送り。

また、地方財政対策については、平成24年度補正予算と合わせて「15ヶ月予算」の考え方に即して編成され、平成25年度の地方の一般財源総額は前年度の地方財政計画と同水準を確保。しかし、地方の財源不足の状況は改善せず、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を1年前倒しで活用（6500億円）するなどにより、財源を確保。

■消費税率引き上げに対応するための税制措置と「好循環実現のための経済対策」を策定

国は、いわゆる「税制抜本改革法」に基づき、消費税率（国・地方）について、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げることを確認。これに伴い、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージとして、1兆円規模の税制措置（10月1日閣議決定と「好循環実現のための経済対策」（12月5日閣議決定）を策定。

■平成26年度税制改正

12月12日、自由民主党・公明党は「平成

26年度税制改正大綱」を決定。償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税は、いずれも現行制度を維持。

また、車体課税の見直しについて、①自動車取得税については、消費税率8%への引き上げ時において、家用自動車（軽自動車を除く）、営業用自動車及び軽自動車の税率をそれぞれ引き下げるとともに、消費税率10%引上げ時に廃止。②軽自動車税については、平成27年度以降に新規取得する四輪車等の新車の税率を引き上げることなどを明記。

さらに、地方法人課税の見直しについては、①消費税率8%段階で、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化。②消費税率10%段階では、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進め、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討することを明記。

■プログラム法成立

政府は、10月15日、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議

の報告書等を踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」(プログラム法案)を国会に提出、12月5日成立、同月13日公布・施行。

同法は、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、改革の検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の用途を明らかにするとともに、消費税率引上げによる収入の活用等により必要な財源を確保すること、国保の改革を含め、地方自治に重大な影響を及ぼすものと考えられるものを講ずるに当たっては、地方6団体の代表者等と十分に協議を行い、その理解を得ることを目指すこと等を規定。

■生活保護法の一部を改正する法律・生活困窮者自立支援法成立

「生活保護法の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援法案」が、第185回臨時国会に再提出され、12月6日に成立。特に、生活保護法については、昭和25年の法制定以来、約60年振りの抜本的な見直し。

同改正法は、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつ

つ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じるとし、平成26年7月1日に施行(一部平成26年1月1日施行)。

また、「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じるとし、平成27年4月1日に施行。

■中央教育審議会が教育委員会制度改革について答申

中央教育審議会は、12月13日、「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」を取りまとめ、首長を執行機関、教育長を事務執行の責任者(首長の補助機関)、教育委員会を特別な附属機関とする制度改革案を提言。文部科学省は、同答申を踏まえて具体的な制度設計を行い、法律改正案を平成26年通常国会へ提出する予定。

■新たな農業政策に関する意見を決定

7月9日、TPP、経営所得安定対策、

農地集積・集約化対策に関する「新たな農業政策に関する意見」を決定。また、10月8日、新たに設置される農地中間管理機構の位置づけなど、「農地中間管理機構」(仮称)等に関する緊急意見を決定。さらに、11月13日、日本型直接支払制度や再生可能エネルギーに関する項目を加え、改めて「新たな農業政策に関する意見」を決定。

■新たなまちづくりを考える研究会を設置

平成25年11月13日開催の経済委員会において、同委員会の下部組織である「都市と観光に関する研究会」に代わり、少子高齢社会、人口減少時代を見据えた調査研究組織として、「新たなまちづくりを考える研究会」の設置を決定。同研究会は、平成25年度をもって発展的に解消することとされた「地域経済活性化全国協議会」の役割を継承。

■第75回全国都市問題会議を開催

10月10日、11日の両日、大分市において、「都市の健康〜人・まち・社会の健康づくり」をテーマに全国から約2000名の参加者を得て、第75回全国都市問題会議を開催。都市の健康づくりについて、人・まち・社会の総合的な観点から熱心に討論。